

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【事業年度】	第9期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	株式会社間組
【英訳名】	HAZAMA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野俊雄
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
【電話番号】	東京03(3588)5711
【事務連絡者氏名】	CSR推進部長 山口功人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
【電話番号】	東京03(3588)5711
【事務連絡者氏名】	CSR推進部長 山口功人
【縦覧に供する場所】	株式会社間組名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目5番5号) 株式会社間組大阪支店 (大阪市北区堂島浜二丁目2番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	221,003	224,276	191,877	196,701	182,049
経常利益 (百万円)	2,400	2,655	581	2,654	4,779
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	843	1,002	1,743	1,560	1,766
包括利益 (百万円)				1,000	1,747
純資産額 (百万円)	31,123	30,286	28,374	29,065	30,557
総資産額 (百万円)	159,267	157,743	138,358	141,150	133,176
1株当たり純資産額 (円)	198.06	191.04	172.06	179.62	194.75
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額() (円)	5.62	7.07	20.45	13.16	15.38
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	1	7.00	2	10.50	11.51
自己資本比率 (%)	19.5	19.2	20.4	20.6	22.9
自己資本利益率 (%)	2.7	3.3	6.0	5.4	5.9
株価収益率 (倍)	19.22	11.74	2	9.73	16.19
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	648	335	6,292	2,880	3,157
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	340	3,157	239	1,260	561
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,064	2,326	2,656	1,635	3,075
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	25,528	25,665	29,545	35,021	29,302
従業員数 (人)	2,376	2,416	2,484	2,282	2,263

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	204,151	209,351	180,212	180,805	167,236
経常利益 (百万円)	2,124	2,209	2,096	1,906	4,345
当期純利益 (百万円)	516	464	20	1,130	1,627
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250
純資産額 (百万円)	26,749	25,377	25,230	25,494	26,847
総資産額 (百万円)	152,146	149,216	130,831	132,223	123,870
1株当たり純資産額 (円)	154.30	141.49	140.25	143.49	157.25
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額)	普通株式 1.50 第1種優先株式 91.52 第2種優先株式 101.52 第3種優先株式 111.52 第4種優先株式 106.52 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 97.72 第2種優先株式 107.72 第3種優先株式 117.72 第4種優先株式 112.72 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 第1種優先株式 90.80 第2種優先株式 100.80 第3種優先株式 110.80 第4種優先株式 105.80 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 第1種優先株式 83.28 第2種優先株式 93.28 第3種優先株式 103.28 第4種優先株式 98.28 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 第1種優先株式 78.80 第2種優先株式 88.80 第3種優先株式 98.80 第4種優先株式 93.80 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(円)	2.34	1.67	2.62	8.81	13.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	1	1.67	2	7.61	10.60
自己資本比率 (%)	17.6	17.0	19.2	19.2	21.6
自己資本利益率 (%)	1.9	1.8	0.1	4.5	6.2
株価収益率 (倍)	46.15	49.70	2	14.53	17.82
配当性向 (%)	64.1	89.8	2	0.0	10.7
従業員数 (人)	2,010	2,070	2,224	2,030	2,039

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。
2 平成22年3月期から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号)を適用している。
3 従業員数は就業人員数を表示している。
4 1 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。
5 2 1株当たり当期純損失であるため記載していない。

2 【沿革】

明治22年4月間猛馬の個人企業として福岡県門司に創業し、土木建築の請負に従事したのが、当社の起源である。その後、本店を下関から東京に移転するとともに、合資会社から株式会社へと組織の拡充を行いながら、活発な営業展開を進め全国的規模での工事を手がけるようになり、特に大型土木を得意とする総合建設業者となる。

当社は、この旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）が平成15年10月1日に分割型分割（混合型）による新設分割を行ったことにより、建設事業部門の承継会社として設立された。

設立後の主な変遷は次のとおりである。

年月	概要
平成15年10月	旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）の会社分割により建設事業部門の承継会社として設立。
平成15年10月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成15年10月	建設業許可「国土交通大臣許可（特 - 15）第20330号」ならびに宅地建物取引業免許「東京都知事（1）第82456号」を取得。
平成17年4月	子会社である青山機工株式会社と同じく子会社である日本イコス株式会社を吸収合併。
平成17年5月	本店等を東京都港区北青山二丁目5番8号から、港区虎ノ門二丁目2番5号へと移転。
平成17年5月	支店組織の整理・拡充により、東京支店・関東支店を廃し、関東土木支店・東京建築第一支店東京建築第二支店を設置。
平成21年4月	東京建築第一支店、東京建築第二支店を東京建築支店へ改組。

3 【事業の内容】

当社グループは、平成24年3月31日現在、当社、子会社3社、関連会社4社で構成され、建設事業（土木・建築）を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開している。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりである。

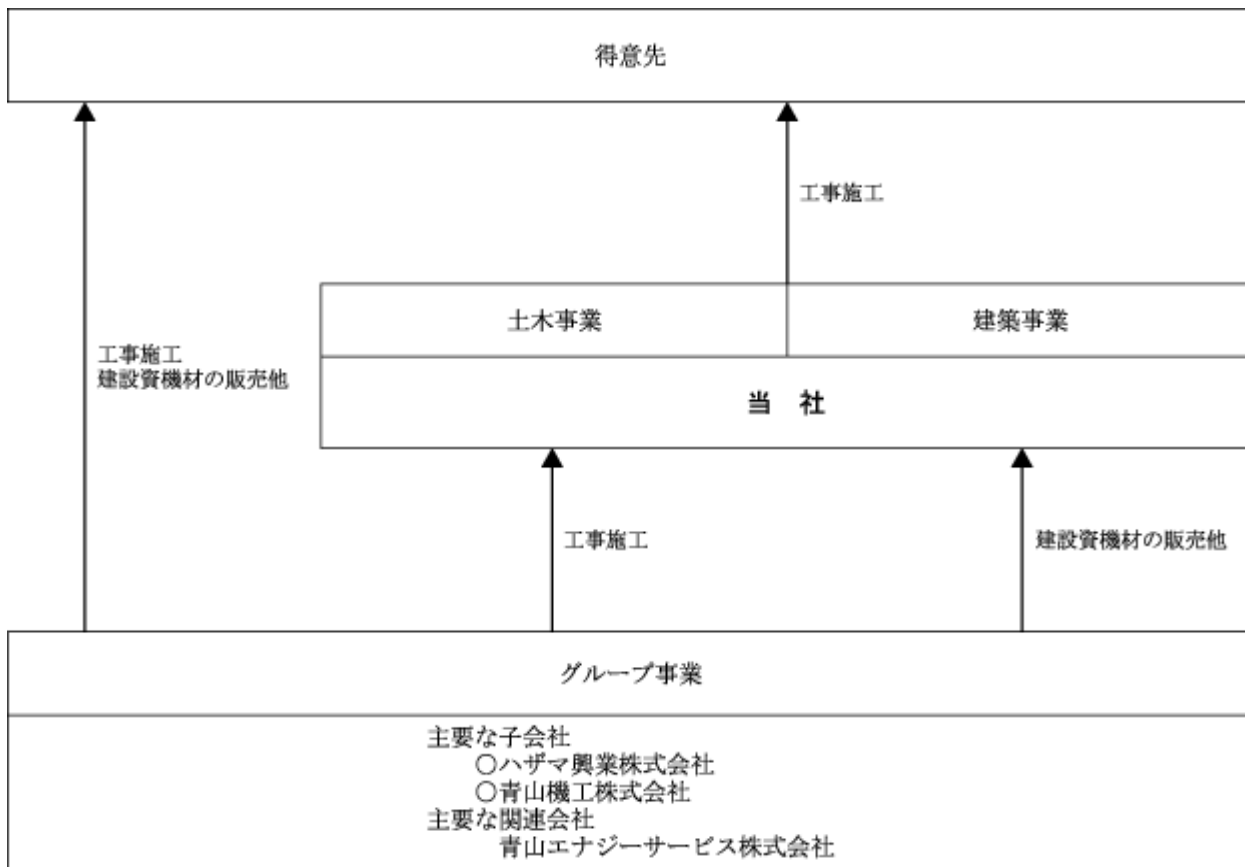
建設事業（土木事業・建築事業）

当社は総合建設業を営んでおり、セグメントを土木事業、建築事業に区分している。

グループ事業

連結子会社である、ハザマ興業株式会社は建設用資材の販売及びリースを、青山機工株式会社は土木及び建築工事の施工等を、それぞれ主要事業としている。

事業の系統図は次のとおりである。



○連結子会社

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ハザマ興業株式会社	東京都江東区	152	グループ事業	100		当社グループの建設用資材の販売・リースを行っている。 役員の兼任等...従業員6名
青山機工株式会社	埼玉県北本市	80	グループ事業	100		当社の建設事業において施工協力している。 役員の兼任等...従業員8名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載している。
2 上記の会社は、有価証券報告書を提出していない。
3 特定子会社に該当する。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
土木事業	1,033
建築事業	932
グループ事業	224
全社(共通)	74
合計	2,263

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,039	44.5	18.9	6,250,777

セグメントの名称	従業員数(人)
土木事業	1,033
建築事業	932
全社(共通)	74
合計	2,039

- (注) 1 従業員数は就業人員である。
 2 平均勤続年数は、旧ハザマ(現商号:青山管財株式会社)における勤続年数を通算して算出している。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。
 4 全社(共通)は提出会社の総務及び経理等の管理部門の従業員である。

(3) 労働組合の状況

間組職員労働組合と称し、平成24年3月末現在の組合員数は1,202人である。結成以来円満に推移しており特記すべき事項はない。なお、当組合は日本建設産業職員労働組合協議会に加盟している。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響や円高により引き続き厳しい状況にあるものの、鉱工業生産や企業の業況判断などには緩やかな持ち直しの動きが見られた。しかし、今後については、補正予算等の政策効果が期待される反面、原油価格の上昇や電力供給問題の長期化、欧州の金融不安等により、景気が下振れするリスクが依然として存在しており、先行きは不透明な状況にある。

当社グループの主たる事業である建設産業においては、被災地域の災害廃棄物処理業務や汚染事業等、復旧・復興関連事業が本格化しつつあるが、国内の民間建設投資は低調であり、また、建設技能労働者の人手不足が深刻化するなど、依然厳しい経営環境が続いている。

こうした状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は1,820億円（前連結会計年度比7.4%減少）、営業利益は59億円（前連結会計年度比48.7%増加）、経常利益が47億円（前連結会計年度比80.0%増加）、当期純利益は17億円（前連結会計年度比13.2%増加）となった。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

セグメントの業績は、次のとおりである。

（土木事業）

受注高は872億円（前連結会計年度比41.8%増加）、売上高は812億円（前連結会計年度比4.6%減少）、営業利益は67億円（前連結会計年度比119.2%増加）となった。

（建築事業）

受注高は895億円（前連結会計年度比11.7%増加）、売上高は847億円（前連結会計年度比10.6%減少）、営業損失は1億円（前連結会計年度は13億円の営業利益）となった。

（グループ事業）

売上高は148億円（前連結会計年度比6.7%減少）、営業利益は6億円（前連結会計年度比12.5%減少）となった。

（その他）

売上高は12億円（前連結会計年度比44.6%増加）、営業利益は1億円（前連結会計年度比71.2%増加）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当社グループの資金状況は、現金及び現金同等物の当連結会計年度の期末残高が期首残高と比較して57億円減少し、293億円となった。各キャッシュ・フローの状況及び要因は次のとおりである。

営業活動によるキャッシュ・フローは、31億円の資金減少（前連結会計年度は28億円の資金増加）となった。税金等調整前当期純利益を40億円計上したが、仕入債務の減少74億円、預り金の減少25億円などの資金減少要因が、売上債権の減少31億円などの資金増加要因を上回ったことによる。

投資活動によるキャッシュ・フローは、5億円の資金増加（前連結会計年度は12億円の資金増加）となった。有形固定資産の売却による収入などによる。

財務活動によるキャッシュ・フローは、30億円の資金減少（前連結会計年度は16億円の資金増加）となった。借入金の返済が借入を上回ったことによる。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める土木事業、建設事業及びグループ事業の一部では生産実績を定義することが困難であり、これらの事業においては請負形態をとっているため、販売実績という定義は実態にそぐわない。

よって、受注及び販売の状況については、可能な限り「1 業績等の概要」において報告セグメントの種類に関連付けて記載している。

なお、参考のため個別の事業の状況は次のとおりである。

建設事業における受注工事高及び完成工事高の状況

(1) 受注工事高、完成工事高及び次期繰越工事高

期別	区分	前期繰越 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期完成 工事高 (百万円)	次期繰越 工事高 (百万円)
前事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	土木工事	(131,216) 130,988	61,520	192,508	85,126	107,382
	建築工事	(73,750) 73,566	80,133	153,700	94,813	58,886
	合計	(204,967) 204,555	141,653	346,208	179,940	166,268
当事業年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	土木工事	(107,382) 107,268	87,212	194,480	81,202	113,277
	建築工事	(58,886) 58,711	89,513	148,224	84,770	63,453
	合計	(166,268) 165,979	176,725	342,705	165,973	176,731

(注) 1 前期繰越工事高の上段()内表示額は、期首における前期末の次期繰越工事高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものである。

2 前期繰越工事で、契約の更改により請負金額に変更があるものについては、当期受注工事高にその増減額を含む。したがって、当期完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

3 次期繰越工事高は(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期完成工事高)である。

(2) 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別される。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	土木工事	18.6	81.4	100.0
	建築工事	40.6	59.4	100.0
当事業年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	土木工事	26.7	73.3	100.0
	建築工事	43.6	56.4	100.0

(注) 百分比は請負金額比である。

(3) 完成工事高

期別	区分	国内		海外		計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A)/(B) (%)	
前事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	土木工事	60,962	15,975	8,188	9.6	85,126
	建築工事	8,637	76,724	9,451	10.0	94,813
	合計	69,600	92,700	17,640	9.8	179,940
当事業年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	土木工事	54,941	19,038	7,222	8.9	81,202
	建築工事	4,486	68,595	11,688	13.8	84,770
	合計	59,428	87,633	18,911	11.4	165,973

(注) 1 海外工事の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前事業年度(%)	当事業年度(%)
東南アジア	27.8	39.4
北米	30.8	30.3
中近東・アフリカ	13.5	12.7
中南米	13.9	12.1
その他	14.0	5.5
計	100.0	100.0

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度の主なもの

国土交通省近畿地方整備局	大阪北共同溝交野寝屋川地区工事
東京都財務局	中央環状品川線南品川換気所下部工事
国土交通省東北地方整備局	日本海沿岸東北自動車道温海トンネル工事
全国農業協同組合連合会	(仮称)久喜新病院建設工事
社会福祉法人聖隷福祉事業団	聖隷藤沢高齢者施設新築工事

当事業年度の主なもの

国土交通省東北地方整備局	長井ダム本体建設第1工事
九州電力株式会社	小丸川発電所新設工事のうち土木本工事(第3工区)
新潟県	広神ダム本体建設工事
株式会社東京めいらく	平成23年東京めいらく千葉工場増築工事
トヨタT&S建設株式会社	トヨタ東北株式会社工場建設工事

3 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりである。

前事業年度	国土交通省	31,159百万円	17.3%
当事業年度	国土交通省	23,716百万円	14.3%

(4) 手持工事高 (平成24年3月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
土木工事	83,145	30,132	113,277
建築工事	10,261	53,192	63,453
合計	93,407	83,324	176,731

手持工事のうち主なもの

アルジェリア公共事業省 高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区
首都高速道路株式会社	中央環状品川線大橋連結路工事
国土交通省東北地方整備局	津軽ダム本体建設(第1期)工事
名古屋市	名古屋城本丸御殿復元工事

3 【対処すべき課題】

建設産業においては、補正予算の執行によって政府建設投資が堅調に推移するものと見込まれるが、景気の下振れによる民間建設投資の減少、受注競争の一層の激化、労務費の高騰による建設コストの上昇等が懸念され、先行きは不透明な状況にある。

当社では、平成22年3月に「価値ある『ハザマの創造』」をテーマに掲げる新中期経営計画「ハザマ第4次中期計画」を策定し、さらなる環境の変化にも耐えうる事業基盤の確立と、将来に向けた新たな施策の実行により、一定の成果を上げてきたところである。平成24年度は計画の最終年度にあたるが、引き続き、対処すべき諸課題が建設産業や当社の経営に与える影響等を迅速かつ的確に把握し、復旧・復興関連事業への取り組みと合わせて諸施策に機動的に反映して、長期的な成長の礎を確かなものにしていく。

なお、当社は、事業規模の拡大と経営の合理化・効率化等を図り、収益力を強化することを目的に、平成24年5月24日、安藤建設株式会社との間に合併契約を締結した。

本合併により、安藤建設株式会社との資本業務提携を通じて築き上げた実績をもとに、補完性を活かして、技術力・営業力・コスト競争力でシナジーを発揮し、事業分野の強化と効率化を推し進めるとともに、さらなる海外展開と新規事業取組への基盤作りを図ることで、収益力、財務基盤、企業価値を向上させ、より強固な経営基盤を構築し、一層の発展と成長を目指していく。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業に関して、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。当社グループは、これらのリスクが発生する可能性を認識したうえで、発生回避及び発生への対応により業績等に及ぼす影響の軽減を図っている。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成24年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

（1）事業環境の変化

想定を上回る建設市場の縮小や競争激化が生じた場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

（2）諸外国における事業環境の変化

諸外国で事業を行っているため、その国の法令諸規制・税制の予期せぬ改廃・新設、政治・経済・社会情勢の著しい変化、為替相場の大きな変動が発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

（3）優先株式の転換・売却

優先株式が普通株式に転換されて発行済普通株式数が増加した場合には、普通株式の市場価格に影響を及ぼす可能性がある。

（4）訴訟

全国トンネルじん肺訴訟が継続しているが、審理の結果によっては業績等に影響を及ぼす可能性がある。

（5）資材価格の高騰

急激な資材価格の高騰により建設コストが大幅に増加した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

（6）資金調達金利水準の上昇

資金調達金利水準が急激に上昇した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 借入金に係る制限条項

純資産に大きな毀損が生じるなどして、借入金のうちシンジケートローン18億円(当連結会計年度末残高)に付されている財務制限条項に抵触した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(8) 退職給付債務等の変動

年金資産の運用成績や将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に変更があるなどして退職給付債務等に変動があった場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 保有資産の時価下落

事業用不動産や有価証券等の保有資産の時価が下落した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 繰延税金資産

繰延税金資産については、今後の利益(課税所得)を合理的に見積った上で計上しているが、制度面の変更等によっては一部取崩しを求められる可能性がある。

(11) 取引先等の信用リスク

発注者や協力会社、共同企業体の構成員会社の信用不安などが顕在化した場合には、資金の回収不能や施工の遅れ等による追加費用が発生して、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 法令諸規制

当社グループは会社法、金融商品取引法、独占禁止法、建設業法、建築基準法、宅地建物取引業法等の適用を受けている。役職員に対するコンプライアンスの徹底や法令リスク管理等を行っているが、法令諸規制の改廃や新たな制度が行われて、もしくは法令諸規制の違反が発生して当社グループの営業活動に大きな制約が生じた場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(13) 業務リスクの顕在化

業務の正確性及び効率性の確保には力を入れているが、不正確あるいは不適切な業務が行われて重大な業務リスクが発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(14) 情報管理

顧客の情報管理には細心の注意を払っているが、万が一重要な情報が外部へ漏洩した場合には顧客や社会からの信用喪失、損害賠償等の発生により業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(15) 工事目的物の欠陥

工事目的物の品質管理には万全を期しているが、重大な欠陥が発生した場合には顧客からの信頼喪失、瑕疵担保責任等による損害賠償等の発生により、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

(16) 災害等

労働災害等を未然に防止するため様々な安全対策の徹底を図っているが、労働災害等が発生した場合、あるいは自然災害等による被害が発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年5月24日開催の当社取締役会において、安藤建設株式会社との間で、当社を吸収合併存続会社、安藤建設株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により両社が経営統合することを定めた合併契約を締結することを決議し、同日付で同契約を締結した。

なお、詳細は後記「重要な後発事象」に記載している。

6 【研究開発活動】

当社グループは、常に「社会の一員としてひとりひとりの価値創造を活かし、豊かな未来の実現に貢献する」を基本理念として、土木・建築・環境分野を柱に、さらなる品質の安定と十分な顧客満足を確保するべく積極的に技術・研究開発活動を推進し、その成果の展開に取り組んでいる。

当連結会計年度における研究開発への投資総額は約13億円（消費税等抜き）である。

セグメントごとの内訳は、土木事業約6億円、建築事業約4億円及びその他社外からの受託研究約2億円であり、主な研究成果等は次のとおりである。

（土木事業）

盛土工事における次世代の情報化施工システム

GPSを搭載した振動ローラおよびブルドーザを用いた情報化施工が、多くの盛土工事で実施されている。振動ローラによる作業では転圧回数をカウントし、ブルドーザによる作業では施工の高さや盛土の厚みを計測することで、品質の確保に努めている。従来の作業では、重機は各々が計測したデータのみで施工管理を行ってきたが、重機同士が連携してこの計測データを共有する仕組みを導入することにより、工事の効率化と盛土品質の向上を実現した。現在、当社で施工中の「第二東名高速道路 岡崎サービスエリア工事」に展開中である。

GPSを搭載した振動ローラおよびブルドーザでは、盛土作業中の自機、あるいは他の重機に関する施工位置データ（3次元位置データ）について、重機内に搭載しているパソコンで確認することができる。そのデータを利用して、他の重機が施工を完了させたことを確認してから自機による施工を開始したり、自機で盛土作業を完了させたエリアが所定の高さになっているかを即時に確認するなど、施工サイクルタイムの短縮化を目指した試みも継続的に実施している。今後は効率化による工事費のコストダウンも実現すべく、更なる改良を重ねていく予定である。

（建築事業）

ZEBに向けた第一段階「50%省エネルギービル基本構想」

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）実現に向けた開発の第一段階として、消費エネルギー（一次エネルギー換算）を基準ビルに対して50%削減できる中規模事務所ビルの基本構想を作成した。基本構想では、省エネルギー技術と共に、大規模災害（地震等）時にも事業継続を図ることができる災害対応技術も盛り込んでいる。

エネルギー消費と災害被害を最小限にする意味から「ハザマ・ミニマムE&H（エネルギー・アンド・ハザード）ビル」と名付けたビルは、自然に優しい、人に優しい、建物に優しい、災害に強い、スマートエネルギーネットワークとの連携、という5つのコンセプトで構成される。東京都内に延べ面積10,700㎡程度（12階建て）の事務所を計画し、約50種類の省エネ・創エネ技術を盛り込んでいる。基準ビルと省エネルギービルそれぞれのエネルギー消費量を計算し、50%以上のエネルギー量削減が実現できると予測している。

また災害対応技術は、免震構造、非構造部材・設備機器の耐震化など地震対策のほか、非常用発電機や緊急時用浄水システムといった災害時にビル住者や帰宅困難者が一時滞在できる機能など約20種類を揃え、建物の用途や規模に応じて選択することができる。

今後は、設計施工で50%省エネルギービルを実現し、2020年にZEBを達成することを目標としている。

（グループ事業）

当連結会計年度は、研究開発活動は特段行われていない。

（その他）

当社が保有する高度技術ならびに研究所施設を活用し、社外からの受託研究業務を行っている。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成24年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。

この連結財務諸表の作成にあたっては、資産・負債並びに収益・費用の数値に影響を与える見積り、判断が一定の会計基準の範囲内で行われている。これらの見積り等については、継続して評価し、事象の変化等により必要に応じて見直しを行っているが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらとは異なる場合がある。

（2）当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は当社の完成工事高が対前連結会計年度比7.8%の減少となったこと等により、前連結会計年度比7.4%減少の1,820億円となったが、売上総利益は前連結会計年度比10.1%増加し、154億円となった。

営業利益は、完成工事総利益率の改善による完成工事総利益の増加に加え、販売費及び一般管理費が減少したことにより、前連結会計年度比48.7%増加の59億円となった。

営業外収支は前連結会計年度に比べ為替差損の減少等により1億円改善し、経常利益は47億円と前連結会計年度比80.0%の増加となった。

特別損益は減損損失や投資有価証券の評価損を計上したものの、前連結会計年度に比べ1億円改善した。

以上により、当連結会計年度は17億円の当期純利益（前連結会計年度比13.2%の増加）となり、前連結会計年度に比べ2億円の増益という結果となった。

（3）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの本業である建設産業は、景気動向の影響を比較的受けやすい傾向にある。景気は緩やかに持ち直しているが、東日本大震災の影響により引き続き厳しい状況にあり、設備投資や住宅投資の回復テンポは鈍く民間建設投資は総じて低調に推移している。また、原油価格の上昇や電力供給問題の長期化、欧州の金融不安など、景気の下振れリスクも依然として存在しており、景気の下振れによる民間建設投資の減少が懸念される。

一方、政府建設投資は、予算や事業の見直しによって大幅な減少が続いていたが、復旧・復興関連事業をはじめとする補正予算の執行によって、堅調に推移するものと予想される。

供給面からは、建設技能労働者の人手不足が深刻化しており、建設コストの上昇が懸念される。

当連結会計年度における提出会社単体ベースの完成工事高のうち、国内官公庁工事の割合は35.8%を占めており、公共事業投資が大幅に削減された場合は、当社グループの業績に影響を与える要因となる。

また、当連結会計年度における連結売上高に対する海外売上高は10.4%を占めており、為替相場の急激な変動や進出国の政情・経済状況の変化によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

(4) 戦略的現状と見通し

建設市場は、補正予算による政府建設投資の底上げ効果が見込まれるものの、景気悪化に伴う民間建設投資の減少、受注競争の一層の激化、労務費の高騰による建設コストの上昇等が懸念されるなど、厳しい状況が続いている。当社は、このような事業環境下、平成22年3月に策定した「ハザマ第4次中期計画」に基づき、受注競争の激化、顧客ニーズの多様化、市場の縮小など、さらなる環境の変化にも耐えうる事業基盤を早期に確立することが最重要課題であるとの認識にたち、

間接部門の効率化・簡素化を徹底し、事業環境の変化に見合うコスト構造とする

最前線の現場と営業に経営資源を集中投入し、採算性と事業規模を確保する

取組から完成迄の工事管理を徹底し、採算変動リスクを排除し利益を確保する

を骨子とした施策を展開していく。

また、補正予算の執行をはじめ東日本大震災被災地域での復旧・復興関連事業が本格化する一方で、景気悪化に伴う民間建設投資水準の低下が懸念される。震災の影響等を的確に把握するとともに、復旧・復興に向けた取り組みと合わせて、機動的に諸施策に反映していく。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、現金及び現金同等物の当連結会計年度の期末残高が期首残高と比較して57億円減少し、293億円となった。各キャッシュ・フローの状況及び要因は次のとおりである。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、31億円の資金減少となった。主な内訳は、税金等調整前当期純利益40億円、仕入債務の減少74億円、預り金の減少25億円、売上債権の減少31億円などである。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、5億円の資金増加となった。主な内訳は、有形固定資産の売却による収入などである。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、30億円の資金減少となった。これは、借入金の返済などによるものである。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

減少が続いていた政府建設投資に底堅い動きがみられるものの、民間建設投資の低迷が長期深刻化しており、厳しい受注環境が続いている。受注競争も、価格競争、技術競争が一段と激しくなっており、また、建設技能労働者の人手不足による建設コスト上昇等もあり、収益が大幅に圧迫されている。

このような状況のもと、第4次中期計画の骨子である、事業環境の変化に見合うコスト構造の確立、採算性と事業規模の確保、アライアンスの推進、CSRの推進等の諸施策を遂行し、事業を支える基盤を再構築し、将来への確かな道すじをつけていく。

また、東日本大震災の影響等を的確に把握し、復旧・復興に向けた取り組みと合わせて、機動的に諸施策に反映することで、建設産業の一員としての責任と役割を果たすとともに、中期計画のテーマである価値ある「ハザマの創造」を実現していく。

なお、平成24年5月24日、安藤建設株式会社との間に、事業規模の拡大と経営の合理化・効率化等を図り、収益力を強化することを目的に合併契約を締結した。

本合併の目的を果たし、最大限の成果が得られるように、合併に向けての諸課題について、安藤建設株式会社と連携し、当社の総力を挙げて対処していく。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(土木事業及び建築事業)

当連結会計年度は、建設用機械装置等への購入・更新を中心に行い、その総額は約1億円であった。

(グループ事業)

当連結会計年度は、建設用機械装置等への購入・更新及び資材工場の設備更新投資を中心に行い、その総額は約1億円であった。

(注) 「第3 設備の状況」における各事項の記載については、消費税等抜き金額を表示している。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)					リース 資産	合計	従業員数 (人)
		建物・ 構築物 (賃借料)	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		金額 (賃借料)			
				土地：m ² (賃借面積)					
本店 (東京都港区) 1	土木事業及び 建築事業	1,691 (544)	201	48,763	3,111	79	5,084	964	
技術研究所 (茨城県つくば市) 2	土木事業及び 建築事業	2,146	68	47,234 (20,536)	3,540 (30)		5,755	59	
東北支店 (仙台市青葉区)	土木事業及び 建築事業	348	5	2,207	2,602	3	2,959	297	
大阪支店 (大阪市北区)	土木事業及び 建築事業	406 (38)	12	15,219	1,486		1,905	193	
九州支店 (福岡市博多区)	土木事業及び 建築事業	132 (20)	18	36,511	898	7	1,057	243	

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)					リース 資産	合計	従業員数 (人)
			建物・ 構築物	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		金額 (賃借料)			
					土地：m ² (賃借面積)					
ハザマ興業(株)	本店他 (東京都江東区)	グループ 事業	87	47	26,146	512		647	121	
青山機工(株)	本店他 (埼玉県北本市)	グループ 事業	28	146	39,593	113	22	311	103	

- (注) 1 帳簿価額に建設仮勘定は含まない。
- 2 提出会社は、土木事業及び建築事業を営んでおり、大半の設備はこれら事業において共通的に使用されているので、セグメントに分類せず、主要な事業所ごとに一括して記載している。
- 3 提出会社は、土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借している。建物については当連結会計年度の賃借料を「建物・構築物」欄の()内に外書きしている。また、土地については、「土地」欄の()内に賃借面積及び当連結会計年度の賃借料を外書きしている。
- 4 1 提出会社の本店には、関東土木支店、東京建築支店を含んでいる。
- 5 2 提出会社の技術研究所は、建設事業における施工技術などの研究開発施設である。他の施設は、提出会社・子会社ともに事業用施設(事務所ビルほか)である。
- 6 主要な土地・建物で賃貸中のものはない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(土木事業及び建築事業)

保有施設については、必要に応じて更新投資を進めて有効利用を促進し、また情報関連設備及び技術研究開発には継続して投資を行う予定だが、重要な設備の新設及び除却等の計画はない。

(グループ事業)

保有施設については、必要に応じて更新投資を進めて有効利用を促進し、また建設用機械装置等には継続して投資を行う予定だが、重要な設備の新設及び除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	397,250,000
第 種優先株式	750,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	250,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	750,000	750,000		(注) 3 1 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	875,000	875,000		(注) 3 2 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	875,000	875,000		(注) 3 3 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	250,000	250,000		(注) 3 4 単元株式数は100株
計	102,750,000	102,750,000		

(注) 1. 上記株式に関して、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

2. 第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。

3. 第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式の内容については、剰余金の配当が普通株式に優先すること等の理由から株主総会において議決権を有しないこととなっている。また、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動する。行使価額修正条項の内容は、1、2、3、4のとおりである。なお、当社の決定による第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はない。また、権利の行使に関する事項ならびに株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはない。

1、2、3 第 種、第 種及び第 種優先株式は、現物出資（借入金の株式化）によって発行されている。

1 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 単元株式数は100株である。

(2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1 株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果が 400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当率は、平成15年12月25日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.500\%$$

第 種優先配当率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第一種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに剰余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

2 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 単元株式数は100株である。

(2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当率は、平成15年12月25日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.750\%$$

第 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当率修正日において、午前11時における日本円1年物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得すると引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第 2 項に関する定めはない。

3 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 単元株式数は100株である。

(2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1 株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.000%

第 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第 種累積未払配当金」という。）は翌事業年度に限り、第 種ないし第 種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う。

参加条項

第 種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、1株につき第 種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。

- () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
- () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- () 上記a()の時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
- () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式 1 株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(6) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第 2 項に関する定めはない。

4 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 単元株式数は100株である。

(2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1 株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.875\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 金銭を対価とする取得請求

取得請求額

第 種優先株主は、当会社に対し平成16年 8 月 1 日以降、第 種優先株式の一部または全部の金銭による取得を請求することができる。

取得限度額

当会社は、上記 の請求がなされた場合に限り、毎年 7 月31日までの 1 年間に取得請求のあった第 種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0 円を下回る場合には 0 円として計算する。）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は 0 円として計算する。）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

取得の対価

当会社は、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。

抽選その他の方法

上記 による取得請求の総額が、上記 に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第 種優先株式を決定する。

(5) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(6) 募集株式の割当て

当会社は、第 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、第 種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年 1 月 1 日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月 1 日以降平成35年10月 1 日まで、毎年10月 1 日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株あたりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記（ ）も同様とする。）。)
- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株あたりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a（ ）ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記a（ ）の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - () 上記a（ ）の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a（ ）の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa（ ）で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株あたりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記a（ ）の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株あたりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(8)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(8) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(7) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(9) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第1回新株予約権A（平成20年6月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	485	441
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	48,500	44,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成31年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格108 2	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	4	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成20年7月15日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額1円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価107円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、平成21年7月15日から平成31年7月14日までの期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合より当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成21年7月15日から平成26年7月14日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成21年7月14日までの期間内に地位を喪失した者については平成21年7月15日）から5年を経過する日または平成31年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成31年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 2 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 3 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項および第238条第1項に基づき新株予約権を発行している。

第1回新株予約権B（平成20年6月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,040	2,470
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	304,000	247,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 125	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月16日 至 平成27年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格155 3	同左
新株予約権の行使の条件	4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	5	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成20年7月15日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または の事由を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額125円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価30円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、割当日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にある場合に限り、平成22年7月16日から平成27年7月15日までの期間内において新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、割当日から平成22年7月15日(当日を含まない。)までに、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成22年7月16日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2)新株予約権者が、平成22年7月15日(当日を含む。)以降、平成22年7月16日から平成27年7月15日の期間において、死亡、定年退職または会社都合により使用人の地位を喪失した場合は、地位喪失の日の翌日から1年を経過する日または平成27年7月15日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3)新株予約権者が、死亡、定年退職または会社都合以外により当社の使用人の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使できないものとする。
- (4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月16日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成27年7月15日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 3 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 4 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第2回新株予約権A（平成21年6月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	690	644
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	69,000	64,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月14日 至 平成32年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格102 2	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	4	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成21年7月14日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額1円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価101円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第6回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、平成22年7月14日から平成32年7月13日までの期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第6回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合より当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成22年7月14日から平成27年7月13日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成22年7月13日までの期間内に地位を喪失した者については平成22年7月14日）から5年を経過する日または平成32年7月13日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月14日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成32年7月13日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 2 に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項および第238条第1項に基づき新株予約権を発行している。

第2回新株予約権B（平成21年6月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	672	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	67,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 120	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月15日 至 平成27年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格148 3	同左
新株予約権の行使の条件	4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	5	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成21年7月14日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または の事由を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額120円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価28円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、割当日から平成23年7月14日まで継続して当社の使用人の地位にある場合に限り、平成23年7月15日から平成28年7月14日までの期間内において新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、割当日から平成23年7月14日(当日を含まない。)までに、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成23年7月15日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2)新株予約権者が、平成23年7月14日(当日を含む。)以降、平成23年7月15日から平成28年7月14日の期間において、死亡、定年退職または会社都合により使用人の地位を喪失した場合は、地位喪失の日の翌日から1年を経過する日または平成28年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3)新株予約権者が、死亡、定年退職または会社都合以外により当社の使用人の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使できないものとする。
- (4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成28年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 3 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 4 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第3回新株予約権A（平成22年6月29日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	810	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	81,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月16日 至 平成33年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格73 2	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	4	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成22年7月16日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額1円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価72円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第7回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、平成23年7月16日から平成33年7月15日までの期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第7回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合より当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成23年7月16日から平成28年7月15日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成23年7月15日までの期間内に地位を喪失した者については平成23年7月16日）から5年を経過する日または平成33年7月15日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月16日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成33年7月15日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 2 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 3 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第2回新株予約権（平成22年12月6日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個) 1	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	12,500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2 70	同左
新株予約権の行使期間 3	自 平成23年6月25日 至 平成24年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 4	発行価格 70.7 資本組入れ額 36	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。本新株予約権の特質は、以下のとおりである。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は12,500,000株、割当株式数(1に定義する。以下同じ。)は100,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(2に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、1のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
 - (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、6(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額(2(2)に定義する。)に修正される。ただし、本新株予約権の行使期間は平成23年6月25日から平成24年12月24日までであるため、発行から約6か月間は行使請求をすることができない。なお、決定日に、2(3)又はで定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
 - (3) 修正の頻度：本新株予約権者が行使請求を行う都度修正される。
 - (4) 行使価額の下限：当初35円(ただし、2(3)による調整を受ける。)
 - (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は12,500,000株、割当株式数は100,000株で確定している(ただし、1のとおり、調整されることがある。)
 - (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：446,250,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権所有者との間の取決め内容
該当事項なし
3. 当社の株券の売買についての本新株予約権所有者との間の取決め内容
当社と割当先(安藤建設株式会社)と間の本新株予約権の買取に関する契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)において、割当先は、本新株予約権の権利行使により交付される当社普通株式(以下「対象株式」という。)を取得後6か月間(以下「継続保有期間」という。)継続保有することとされている。
4. 提出者の株券の貸借に関する事項についての本新株予約権所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決め内容
該当事項なし
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
- (1) 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とする。

- (2) 当社と割当先（安藤建設株式会社）との間の本新株予約権買取契約において、割当先は、継続保有期間中において、当該対象株式に係る株券等貸借取引を行わないこととされている。
- (3) 当社と割当先（安藤建設株式会社）との間の本新株予約権買取契約において、割当先は、当該契約の調印日である平成22年12月22日以降、継続保有期間が終了するまでの間、当該対象株式に係る店頭デリバティブ取引を行わないこととされている。
- 1 本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100,000株である。ただし、下記(1)ないし(4)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (1) 当社が 2 (3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、2 (3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる 2 (3) 及び による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、2 (3) (二)に定める場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2 行使価額並びにその修正及び調整

- (1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。行使価額は、当初70円とする。ただし、行使価額は下記(2)又は(3)に従い、修正又は調整されることがある。

(2) 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、決定日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値のない場合は、前取引日における終値）の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、下記(3) 又は で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた決定日価額が35円（以下「下限行使価額」という。ただし、下記(3)による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 下記 (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。
- (ロ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合
調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(八) 下記 (ロ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。))は、新株予約権を無償で発行したものととして本(八)を適用する。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日))の翌日以降これを適用する。

(二) 上記(イ)ないし(八)の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)ないし(八)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(イ) 行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

(ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(二)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(イ) 株式の併合、合併、会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記(2)又は上記(3) ないし (四) により行使価額の修正又は調整を行うとき(上記(2)の定めにより下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

- (2) 上記(1)に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、当社取締役会が定める取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株あたりの発行価格は、70.7円とする。ただし、1及び2(2)又は2(3)によって修正又は調整されることがある。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを7に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、上記(1)の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額(以下「払込金」という。)を現金にて8に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、上記(1)及び(2)に基づき、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。
- (4) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- 7 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社間組 CSR推進部
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
- 8 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- 9 新株予約権証券の発行
新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。なお、新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権者は会社法第290条の請求をすることはできないものとする。
- 10 1単元の数の定め廃止等に伴う取扱い
本新株予約権の発行後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、法令及び本新株予約権の新株予約権発行要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第4回新株予約権A（平成23年6月29日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個) 1	858	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	85,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月15日 至 平成34年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 4	発行価格112 2	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	4	

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成23年7月15日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額1円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価111円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第8回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、平成24年7月15日から平成34年7月14日までの期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第8回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合より当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成24年7月15日から平成29年7月14日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成24年7月14日までの期間内に地位を喪失した者については平成24年7月15日）から5年を経過する日または平成34年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成24年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成34年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 2 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 3 に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第 種優先株式

	第4 四半期会計期間 (平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで)	第9 期 (平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	0	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

第 種優先株式

	第4 四半期会計期間 (平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで)	第9 期 (平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	0	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

第 種優先株式

	第4 四半期会計期間 (平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで)	第9 期 (平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	0	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

第 種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (平成24年 1 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで)	第 9 期 (平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	0	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)		

第 2 回新株予約権 (平成22年12月 6 日取締役会決議)

	第 4 四半期会計期間 (平成24年 1 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで)	第 9 期 (平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	0	0
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	0	0
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	0	0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年 8月 4日 1		102,750		12,000	6,000	3,000

1 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものである。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成24年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		40	57	350	82	9	27,867	28,405	
所有株式数 (単元)		269,048	30,989	209,398	71,627	138	417,345	998,545	145,500
所有株式数 の割合(%)		26.95	3.10	20.97	7.17	0.01	41.80	100.00	

(注) 1 自己株式 1,076,624株は、「個人その他」に10,766単元及び「単元未満株式の状況」に24株含めて記載している。なお、自己株式の実質保有株式数は株主名簿と一致している。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が199単元含まれている。

第 種優先株式

平成24年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2						2	
所有株式数 (単元)		7,500						7,500	
所有株式数 の割合(%)		100.00						100.00	

第 種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2						2	
所有株式数(単元)		8,750						8,750	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

第 種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2						2	
所有株式数(単元)		8,750						8,750	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

第 種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				2,500				2,500	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,389	11.08
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	10,250	9.98
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	5,969	5.81
ハザマグループ取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	4,217	4.10
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,342	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,318	3.23
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,548	2.48
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	2,118	2.06
西武建設株式会社	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	1,190	1.16
株式会社間組	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	1,076	1.05
計		45,420	44.20

(注)1. J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成24年5月8日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年4月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記の大株主は当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載している。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	5,621	5.47

2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成24年6月6日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年5月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記の大株主は当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載している。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	4,231	4.12
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	317	0.31
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	602	0.59
計		5,150	5.01

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成24年3月31日現在			
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	113,898	11.53
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	100,000	10.12
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	44,066	4.46
ハザマグループ取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	42,174	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	33,188	3.36
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	25,481	2.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	24,047	2.43
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	21,184	2.14
西武建設株式会社	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	11,900	1.20
モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, USA (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)	7,349	0.74
計		423,287	42.85

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社については、信託業務に係る株式数を把握していない。

第 種優先株式

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	375	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	375	50.00
計		750	100.00

第 種優先株式

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	437.5	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	437.5	50.00
計		875	100.00

第 種優先株式

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	750	85.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	125	14.29
計		875	100.00

第 種優先株式

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	250	100.00
計		250	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第 種優先株式 750,000 第 種優先株式 875,000 第 種優先株式 875,000 第 種優先株式 250,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,076,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) 1	普通株式 98,777,900	987,779	同上
単元未満株式 2	普通株式 145,500		同上
発行済株式総数	102,750,000		
総株主の議決権		987,779	

1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が19,900株(議決権199個)含まれている。

2 「単元未満株式」には、自己株式24株が含まれている。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社間組	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	1,076,600		1,076,600	1.05
計		1,076,600		1,076,600	1.05

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、当社の取締役、執行役員及び幹部従業員に対してストックオプションを付与している。

当該制度の内容は、次のとおりである。

第1回新株予約権A

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第1回新株予約権B

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の幹部従業員76名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回新株予約権A

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役9名、執行役員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回新株予約権B

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の幹部従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第3回新株予約権A

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第4回新株予約権A

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役9名、執行役員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び第8号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第8号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成23年5月13日決議)での決議状況(取得期間平成23年5月13日)	55,924	9
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	55,924	6
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	1,688	0
当期間における取得自己株式	70	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストック・オプション行使の代用)	153,100	15	9,000	0
保有自己株式数	1,076,624		1,067,694	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な観点から企業価値の持続的な向上と将来の成長に向けた内部留保の充実を図ることを念頭におき、株主への配当については、当社の業績、連結決算状況、ならびに将来の収益等を考慮して安定的な配当を実施することを基本としている。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等については、取締役会の決議により定めることができる旨、また期末配当、中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めている。

なお、当事業年度の剰余金の配当は、上記基本方針に従い、以下のとおりである。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年6月28日定時株主総会	普通株式	148	1.50
平成24年6月28日定時株主総会	第1種優先株式	59	78.80
平成24年6月28日定時株主総会	第2種優先株式	77	88.80
平成24年6月28日定時株主総会	第3種優先株式	86	98.80
平成24年6月28日定時株主総会	第4種優先株式	23	93.80
合計		395	

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	165	127	122	152	275
最低(円)	85	65	75	57	84

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式にかかるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高(円)	147	195	212	230	275	275
最低(円)	111	140	159	169	226	233

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式にかかるものである。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		小 野 俊 雄	昭和22年 5月18日生	昭和47年 4月 平成15年 4月 同 15年 6月 同 15年10月 同 17年 5月 同 17年 6月 同 19年 6月 同 19年12月	旧八ザマ入社 同社役員待遇九州支店長 同社執行役員九州支店長 当社執行役員九州支店長 当社執行役員関東土木支店長 当社常務執行役員関東土木支店長 当社代表取締役副社長 土木事業・海外事業担当 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	85
代表取締役 副社長	建築事業担当	植 野 寿 憲	昭和22年 4月19日生	平成10年 4月 同 14年 4月 同 18年 4月 同 19年 4月 同 21年 4月 同 21年 6月	安藤建設株式会社東北支店 副支店長 安藤建設株式会社 第二建築事業部副事業部長 安藤建設株式会社 営業本部営業第三本部長 安藤建設株式会社執行役員 首都圏事業本部第一建築事業部長 当社入社 顧問 当社代表取締役副社長 建築事業担当（現任）	(注) 2	44
代表取締役 副社長	安全本部長 兼 土木事業担当	金 澤 真 一	昭和23年11月17日生	昭和48年 4月 平成16年 4月 同 16年10月 同 17年 4月 同 17年 6月 同 18年 6月 同 20年 6月 同 21年10月 同 22年 4月 同 22年 6月 同 23年 4月 同 24年 4月	旧八ザマ入社 当社土木事業本部部长 当社土木事業本部技術第二部長 当社役員待遇東北支店副支店長 当社役員待遇東北支店長 当社執行役員東北支店長 当社常務執行役員東北支店長 当社常務執行役員 土木事業本部副本部長 当社専務執行役員土木事業本部長 当社代表取締役 専務執行役員 土木事業本部長・海外事業担当 当社代表取締役副社長 土木事業担当 当社代表取締役副社長 安全本部長 兼 土木事業担当 （現任）	(注) 2	66
代表取締役 副社長	企画・財務・ 法務・審査担当	金 子 治 行	昭和31年 5月28日生	平成12年10月 同 16年 4月 同 18年 3月 同 20年 4月 同 22年 6月 同 23年 4月 同 23年 6月 同 24年 4月	株式会社第一勧業銀行三鷹支店長 株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業第二部長 株式会社みずほ銀行築地支店長 みずほ信託銀行株式会社執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務取締役 兼 常務執行役員 当社入社 顧問 当社代表取締役 専務執行役員 企画・財務・法務・審査担当 当社代表取締役副社長 企画・財務・法務・審査担当 （現任）	(注) 2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員	建築事業本部 担当	山 崎 光	昭和30年2月20日生	平成13年3月 同 14年4月 同 15年10月 同 16年3月 同 17年8月 同 19年6月 同 20年6月 同 22年4月 同 22年6月 同 23年4月	三菱信託銀行株式会社 営業統括部長 三菱信託銀行株式会社 東京営業第2部長 三菱信託銀行株式会社 営業第5部長 三菱信託銀行株式会社 営業第2部長 株式会社東京三菱銀行 信託業務部長(出向) 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員法人企画推進部長 進和ビル株式会社 代表取締役社長 当社入社 顧問 当社取締役 常務執行役員 建築事業本部担当 当社取締役 専務執行役員 建築事業本部担当(現任)	(注) 2	20
取締役 常務執行役員	土木事業本部長	肥 後 満 朗	昭和25年6月29日生	昭和49年4月 平成15年4月 同 15年10月 同 17年5月 同 17年6月 同 18年6月 同 20年6月 同 21年4月 同 23年4月 同 23年6月	旧八ザマ入社 同社横浜支店副支店長 当社横浜支店副支店長 当社九州支店長 当社役員待遇九州支店長 当社執行役員九州支店長 当社常務執行役員九州支店長 当社常務執行役員 関東土木支店長 当社常務執行役員 土木事業本部長 当社取締役 常務執行役員 土木事業本部長(現任)	(注) 2	26
取締役 常務執行役員	管理本部長 兼 CSR・ 経営企画部担当	小 島 秀 一	昭和28年3月16日生	昭和51年4月 平成15年4月 同 15年10月 同 17年6月 同 19年5月 同 19年6月 同 21年10月 同 22年4月 同 22年6月 同 23年4月	旧八ザマ入社 同社経営企画室企画部長 当社経営企画室企画部長 当社秘書部長 当社関東土木支店副支店長 当社役員待遇関東土木支店 副支店長 当社役員待遇経営企画本部 副本部長 当社執行役員管理本部長 兼 経営企画部担当 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部担当 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 CSR・経営企画部担当(現任)	(注) 2	24
取締役 常務執行役員	建築事業本部長	杉 本 文 雄	昭和29年4月16日生	昭和52年4月 平成15年4月 同 15年10月 同 17年5月 同 19年6月 同 20年7月 同 21年4月 同 22年4月 同 24年4月 同 24年6月	旧八ザマ入社 同社建築事業本部営業部長 当社建築事業本部営業部長 当社東北支店副支店長 当社役員待遇東北支店副支店長 当社役員待遇 東京建築第二支店副支店長 当社執行役員北陸支店長 当社常務執行役員東京建築支店長 当社常務執行役員建築事業本部長 当社取締役 常務執行役員 建築事業本部長(現任)	(注) 2	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	関東土木支店長	木下 壽 昌	昭和27年12月18日生	昭和50年4月 同 13年6月 同 15年4月 同 15年10月 同 18年1月 同 18年6月 同 19年6月 同 23年4月 同 24年6月	旧ハザマ入社 同社名古屋支店土木部長 同社名古屋支店土木営業部長 当社名古屋支店土木部長 当社名古屋支店副支店長 当社役員待遇名古屋支店長 当社執行役員名古屋支店長 当社常務執行役員関東土木支店長 当社取締役 常務執行役員 関東土木支店長（現任）	(注) 2	34
取締役 執行役員	技術・環境 本部長 兼 技術研究所長 防災担当	世 一 英 俊	昭和25年10月18日生	昭和50年4月 平成11年6月 同 15年4月 同 15年10月 同 19年6月 同 21年4月 同 21年6月 同 22年4月	旧ハザマ入社 同社経営推進室企画部長 同社技術・環境本部 技術研究所長 当社技術・環境本部 技術研究所長 当社役員待遇技術・環境本部 技術研究所長 当社執行役員技術・環境本部長 兼 技術研究所長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 兼 技術研究所長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 兼 技術研究所長 防災担当（現任）	(注) 2	32
常任監査役 (常勤)		山 田 隆	昭和26年1月13日生	昭和49年4月 平成13年7月 同 15年10月 同 18年4月 同 22年7月 同 23年6月 同 24年6月	旧ハザマ入社 同社審査・監査部長 当社審査・監査部長 当社国際事業統括支店管理部長 当社国際事業統括支店管理部部長 当社監査役 当社常任監査役（現任）	(注) 4	12
監査役 (常勤)		黒 崎 純 一	昭和30年11月30日生	平成14年10月 同 15年4月 同 18年4月 同 20年4月 同 23年6月 同 22年4月 同 24年4月 同 24年6月	朝日生命保険相互会社営業推進 ユニットゼネラルマネージャー 朝日生命保険相互会社岐阜支社長 朝日生命保険相互会社船橋支社長 朝日生命保険相互会社営業総局 業務担当副総局長 朝日生命保険相互会社執行役員 大阪統括支店長 朝日生命保険相互会社 総務人事統括部門顧問 当社監査役（現任）	(注) 3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
監査役 (常勤)		石 松 英 二	昭和26年1月5日生	昭和48年4月 平成11年4月 同 15年10月 同 18年6月 同 19年5月 同 20年6月 同 23年6月 同 24年6月	旧ハザマ入社 同社九州支店管理部長 青山機工株式会社管理部長 青山機工株式会社取締役管理部長 当社名古屋支店副支店長 当社監査役 当社常任監査役 当社監査役(現任)	(注)3	47	
監査役 (非常勤)		野 原 馨	昭和20年4月4日生	平成6年7月 同 15年5月 同 19年5月 同 20年6月	安藤建設株式会社社長室経営企画 部経営企画課長 株式会社エビラ取締役業務部長 株式会社エビラ業務部長 当社監査役(現任)	(注)3	19	
計								420

- (注) 1 監査役 黒崎純一及び野原馨は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。
- 2 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 3 監査役 黒崎純一、石松英二及び野原馨の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 4 監査役 山田隆の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 5 所有株式数は全て普通株式に係るものである。

6 平成24年6月30日現在における執行役員の役名、氏名、職名は次のとおりである。
は取締役兼務者である。

役名	氏名	職名
社長	小野 俊雄	
副社長	植野 寿憲	建築事業担当
同	金澤 真一	安全本部長 兼 土木事業担当
同	金子 治行	企画・財務・法務・審査担当
専務執行役員	山崎 光	建築事業本部担当
常務執行役員	肥後 満朗	土木事業本部長
同	小島 秀一	管理本部長 兼 CSR・経営企画部担当
同	杉本文雄	建築事業本部長
同	木下 壽昌	関東土木支店長
執行役員	世一 英俊	技術・環境本部長 兼 技術研究所長 防災担当
専務執行役員	西田 壽起	土木事業本部担当
常務執行役員	遠藤 隆	管理本部担当
同	細川 修	建築事業本部担当
同	熊木 徹	大阪支店長
同	岩尾 守	東北支店長
執行役員	千葉 格	東京建築支店長
同	上野 敏光	土木事業本部担当
同	秋葉 善美	建築事業本部担当
同	安原 啓行	建築事業本部担当
同	横井 博志	土木事業本部担当
同	吉川 大三	土木事業本部担当
同	竹内 孝光	土木事業本部担当
同	磯谷 勢	建築事業本部担当
同	前原 弘光	名古屋支店長
同	高阪 克彦	建築事業本部副本部長（営業統括）
同	北野 敏彦	国際事業統括支店長
同	福富 正人	九州支店長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 提出会社の企業統治の体制の概要等

提出会社の企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営監督機能の透明性・公正性や意思決定の機動性が求められるなか、経営環境変化に迅速に対応できる経営システムの維持・実践を重要課題としている。また、取締役会による取締役の監督と、監査役による取締役の監査が、現状において十分機能しているため、引き続き、取締役・監査役制度を中心とした組織体制としている。

(イ) コーポレート・ガバナンス強化のため、「取締役・取締役会」を「意思決定機能および業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員および執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離し、取締役の少数化と執行役員制度を導入している。

(ロ) 取締役は、その経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に最適な経営体制を構築するため、任期を1年としている。また、取締役会構成員としての役割と責任を明確にするため、役付取締役を設けず、代表取締役と取締役の区分のみとしている。なお、当社には社外取締役はいない。

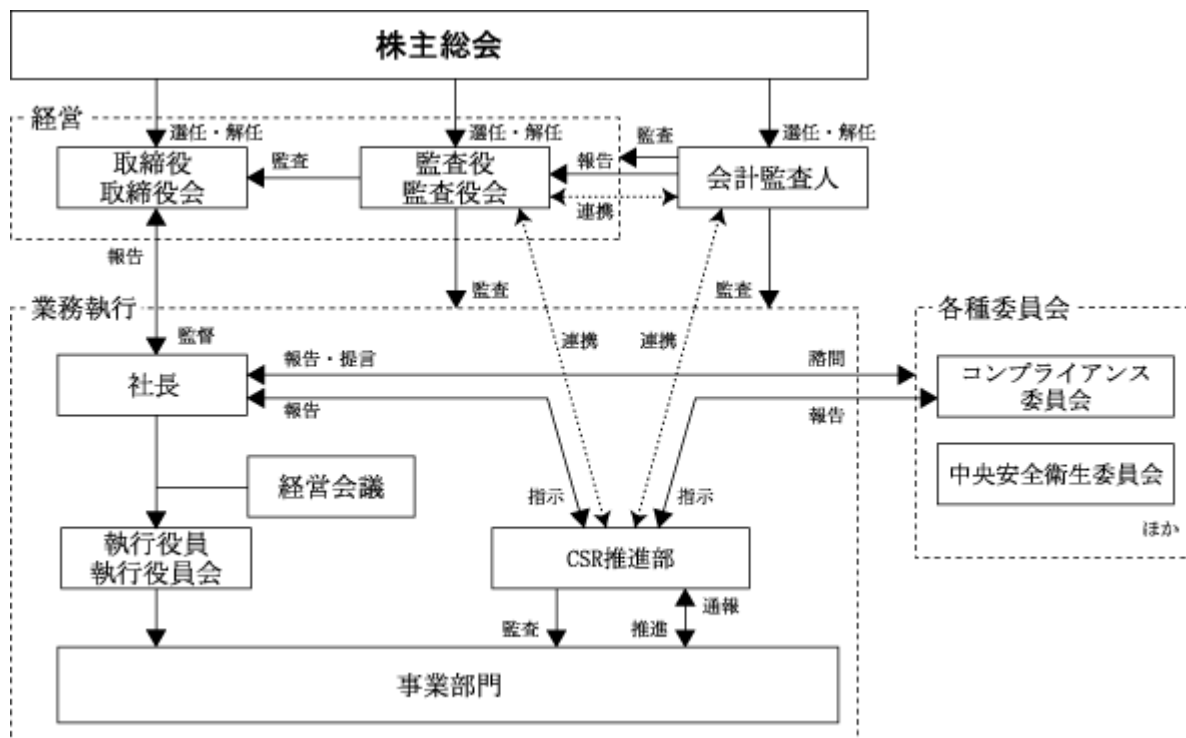
(ハ) 執行役員は、その役位を「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の5区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年としている。また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度としている。

(ニ) 取締役会は、当報告書の提出日現在10名で構成され、毎月開催し、経営に関する重要事項の迅速な意思決定および業務執行状況の監督を行っている。さらに経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化をはかるべく経営会議を開催している。また、執行役員制度により、合議機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催している。

(ホ) 監査役(会)制度を採用しており、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。

(ヘ) コンプライアンスに関する事項を審議・諮問する機関としてのコンプライアンス委員会など、経営の合理化に資するための各種委員会を設置している。

コーポレート・ガバナンス体制図



その他の提出会社の企業統治に関する事項

当社は平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システムにかかわる基本方針」を決定し、平成23年4月25日付にて改定している。

(イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コーポレートガバナンスの面から、取締役会・監査役会設置会社として、取締役は取締役会及び監査役によって監督・監査を受けている。
- b. 取締役は、「コンプライアンスは会社経営の基盤である」との観点から、「ハザマ行動規範」・「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを率先して遵守するとともに、社員がこれを遵守するよう監督する。
- c. コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図っている。
 - () 審議・諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置
 - () 推進部門としての「CSR推進部」の設置
 - () 「担当役員」及び部門ごとの「推進責任者」・「推進担当者」の任命
 - () 期ごとの「推進活動基本計画」の策定
 - () 定期的な教育・研修の実施
- d. 取締役は、コンプライアンス違反等会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
- e. 内部監査部門は監査の実施により、社長、「コンプライアンス委員会」、取締役会及び監査役会に対して、情報の提供並びに改善への提言等を行っている。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録(取締役会・経営会議等)・決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」に定める保管・保存の方法・期間に基づき、所管部署が適切かつ確実に保存・管理している。

また、電子データについては、「情報システムセキュリティ規定」に基づいて管理者を置き、データの信頼性を維持・管理している。

- (八) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社において想定される多種多様のリスクに対して、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスク発生の未然防止を図っている。
 - b. リスク発生時には、「緊急事態対応マニュアル」・「災害対応マニュアル」等に基づき、迅速な情報伝達と適切な対応を行い、損害の拡大防止と極小化を図っている。
 - c. 取り巻く環境の変化に対応するため、全社の一元的なリスク管理に関する体制について、関係部門を中心に、方針・規定・組織・仕組み等を検討し、整備する。
- (二) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役、取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、経営会議、執行役員及び執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、「職務権限規定」・「決裁規定」を整備し、業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率化を図っている。
 - b. 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜開催している。また、経営会議において、経営政策及び重要な業務執行事項等について審議を行い、取締役会審議の活性化・効率化を図っている。
 - c. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて「中期経営計画」及び期ごとの「事業方針」を立案し、全社的な目標を設定している。各部門は、その目標達成に向けて具体策を立案・実行している。
- (ホ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 「コンプライアンスは会社経営の基盤である」との観点から、「ハザマ行動規範」・「コンプライアンスマニュアル」を定めている。
 - b. コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図っている。
 - () 審議・諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置
 - () 推進部門としての「CSR推進部」の設置
 - () 「担当役員」及び部門ごとの「推進責任者」・「推進担当者」の任命
 - () 期ごとの「推進活動基本計画」の策定
 - () 定期的な教育・研修の実施
 - c. 適正な営業活動を確保するための手続き、及び協力会社との公正かつ透明な取引への対応のための手続きを定めている。
 - d. 業務の執行について、「職務権限規定」・「決裁規定」に基づき、権限と責任を明確にしている。また、業務執行の状況について、取締役会または経営会議への報告を定めている。
 - e. 内部監査部門は監査の実施により、社長、「コンプライアンス委員会」、取締役会及び監査役会に対して、情報の提供並びに改善への提言等を行っている。
 - f. コンプライアンス違反に関する問題の発生を早期に把握して解決するため、「内部通報制度」を整備し、外部の法律事務所を含めた相談・通報窓口を設置している。
- (ヘ) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社の「決裁規定」に基づき、子会社ごとに担当部門を定めるとともに、当社の社員を子会社の取締役、監査役の一部として派遣し、事業運営を指導・支援・管理している。
また、子会社の年度事業計画や、子会社が行う主体となる事項について、当社の「決裁規定」に従って当社取締役会及び経営会議に諮り、または報告している。
 - b. 当社監査役及び内部監査部門により、子会社の監査を実施し、その状況を確認している。
 - c. 当社の内部通報制度を、子会社の取締役、監査役、社員にも適用している。
- (ト) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役職務を補助するため、監査役会事務局を設け、内部監査部門の者を監査役スタッフとして配置している。

- b. 監査役会は取締役に対して、監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項を決定し、体制を整備するよう要請することができる。
- (チ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役との間で、取締役及び社員が監査役または監査役会に対して定期的にあるいは臨時的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して決定する規定などの体制を整備しているとともに、種々報告を受けている。
- また、監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役会に随時報告するとともに、会計監査人、取締役、内部監査部門等の社員その他の者から報告を受けたときは、監査役会に報告することとなっている。
- b. 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会その他の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。
- また、監査役は「コンプライアンス委員会」に委員として出席し、内部通報の内容について報告を受けている。
- c. 監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、また内部監査部門や会計監査人と連携して、効率的な監査の遂行を図っている。
- d. 上記のほか、監査役は取締役または取締役会に対して、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備するよう要請することができる。
- (リ) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
- 財務報告に係る内部統制は、制度に基づいて継続的に整備・運用しており、「内部統制評価基準」を定め、内部監査部門がシステムの有効性を評価し、必要な是正を行っている。
- (ヌ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a. 「ハザマ行動規範」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の拒絶を骨子とする「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」を定めている。
- b. 「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、不当要求への対応部門・統括部門の設置、警察・弁護士等の外部機関との関係構築、関連情報の収集・管理等の体制を整備している。
- c. 取引業者との工事下請負契約約款に、反社会的勢力排除条項を定めている。
- (2) 各監査と内部統制部門との連携等
- 内部監査および監査役監査の組織・人員・手続
- (イ) 監査役会は、当報告書の提出日現在、社外監査役2名(生命保険会社および他の建設会社における豊富な経験と見識を有する)を含む4名(うち3名が常勤監査役)で構成されている。また、監査役監査の実効性を高め、監査職務を円滑に遂行するため、監査役会事務局を設置し、監査役スタッフを1名配置している。
- (ロ) 各監査役(社外監査役を含む)は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、各期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図っている。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本店および主要な事業所の監査を実施している。
- (ハ) 内部監査機能としては、社長直轄のCSR推進部を設置し、当報告書の提出日現在3名の担当で構成されている。CSR推進部は、各期の監査計画に基づき、業務監査、内部統制監査、コンプライアンス監査を実施し、その結果を社長、取締役会および監査役会に報告している。
- 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれら監査と内部統制部門との関係
- (イ) 監査役は、会計監査人と監査方針、監査計画、監査報告および監査実施状況等について、適宜意見交換・情報交換を行い、連携して監査の実効性を高めている。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための「監査業務の品質管理のシステム」について、報告を受けている。また、内部統制部門の監査を実施し、内部統制システムの状況を監視し検証している。

(ロ) 監査役は、内部監査部門であるCSR推進部と協議または意見交換を行い、監査を効率的に実施できるよう、緊密な連携を保持している。また、CSR推進部は、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を社長、取締役会および監査役会に報告している。

(3) 提出会社の社外役員について

社外取締役・社外監査役の員数

当報告書の提出日現在、社外取締役は選任していないが、社外監査役は2名選任している。

当該社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社と社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係は有さない。

なお、社外監査役黒崎純一氏の出身先は、当社の取引先である朝日生命保険相互会社であり、同社からの建設工事受注額の割合は約0.4%（平成24年3月期実績）である。また、社外監査役野原馨氏の出身先は、当社の主要株主である安藤建設株式会社であり、当社発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、9.98%（平成24年3月31日現在）である。

当該社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

監査体制の独立性および中立性をより一層高め、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外監査役を選任している。社外監査役は、客観的立場から取締役の業務執行に対する監督機能、中立的視点からの助言機能の役割を担っている。

社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針

当社において、社外役員を選任するための独立性についての特段の定めはないが、出身会社における豊富な経験と見識に基づく客観的かつ公平公正な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、選任している。

当該社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外監査役黒崎純一氏ならびに野原馨氏は、出身会社における豊富な経験と見識を有しており、社外監査役としての職務を公平かつ公正に遂行していただけるものと考えている。

社外監査役による監査と他の監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

(2) に記載のとおり。

社外取締役に代わる社内体制および当該社内体制を採用する理由

当社は、社外取締役を選任していない。これは社外監査役が経営監視面における役割を十分果たしているとの考えによるが、企業価値を継続的に高め、ステークホルダーの要請に応えていくためには、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実と、環境の変化に応じた定期的な体制の見直しが必要不可欠であると考えており、そのため、社外取締役の選任については、引き続き検討を進めていく。

(4) 提出会社の役員の報酬等

報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	
取締役	92	87	4	10
監査役 (社外監査役を除く。)	17	17		3
社外役員	12	12		2

役員ごとの連結報酬等の総額(ただし、1億円以上の者)

連結報酬等の総額が1億円以上の役員はいない。

提出日現在における報酬等の額又はその算定方法の決定方針
定めていない。

(5) 提出会社の株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 102銘柄

貸借対照表計上額の合計額 5,243百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
名古屋鉄道株式会社	1,990,000	447	取引先企業との関係 維持・強化のため
西日本鉄道株式会社	1,148,321	411	
東日本旅客鉄道株式会社	76,900	355	
中部電力株式会社	191,100	353	
京成電鉄株式会社	602,000	287	
関西電力株式会社	102,000	184	
東京電力株式会社	375,300	174	
ブルドックソース株式会社	904,000	153	
九州電力株式会社	84,700	137	
東北電力株式会社	88,000	123	
J F E ホールディングス株式会社	48,700	118	
阪急阪神ホールディングス株式会社	192,000	73	
四国電力株式会社	28,000	63	
京阪電気鉄道株式会社	158,000	55	
空港施設株式会社	128,000	46	
京浜急行電鉄株式会社	75,000	44	
中国電力株式会社	29,000	44	
株式会社新川	33,400	28	
株式会社ケーヒン	11,800	18	
東海旅客鉄道株式会社	20	13	

みなし保有株式

該当事項なし。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
名古屋鉄道株式会社	1,990,000	453	取引先企業との関係 維持・強化のため
西日本鉄道株式会社	1,166,056	453	
東日本旅客鉄道株式会社	76,900	400	
京成電鉄株式会社	602,000	385	
中部電力株式会社	191,100	285	
ブルドックソース株式会社	904,000	151	
関西電力株式会社	102,000	130	
九州電力株式会社	84,700	99	
JFEホールディングス株式会社	48,700	86	
東北電力株式会社	88,000	83	
東京電力株式会社	375,300	78	
阪急阪神ホールディングス株式会社	192,000	69	
四国電力株式会社	28,000	65	
京阪電気鉄道株式会社	158,000	62	
京浜急行電鉄株式会社	75,000	54	
空港施設株式会社	128,000	49	
中国電力株式会社	29,000	44	
株式会社ケーヒン	11,800	18	
株式会社新川	33,400	15	
東海旅客鉄道株式会社	20	13	

みなし保有株式

該当事項なし。

(注) 特定投資株式の九州電力株式以下は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下である。なお、提出会社が保有する特定投資株式20銘柄全てについて記載している。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

(6) 業務を執行した公認会計士について

会社法および金融商品取引法の会計監査について、有限責任あずさ監査法人与監査契約を締結し、公正不偏な立場から会計監査を受けている。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりである。

- ・業務執行社員 佐野 裕（当該事業年度を含む継続関与年数3年）
高尾英明（当該事業年度を含む継続関与年数4年）
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名、その他7名

当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

(7) その他

(1) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めている。これは、将来に向けた機動的な資本政策の選択を可能にするためのものである。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的としたものである。

(2) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めている。

(3) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨、定款に定めている。

(4) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

(5) 当社発行の優先株式について議決権を有しないこととしている理由

既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	49	3	47	40
連結子会社	5		5	
計	54	3	52	40

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当なし。

(当連結会計年度)

該当なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

国際財務報告基準導入に係る指導助言業務及び海外工事入札用財務諸表の認証業務

(当連結会計年度)

財務アドバイザー業務及び海外工事入札財務諸表の認証業務等

【監査報酬の決定方針】

該当なし。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けている。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。

会計基準の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構の行う研修に参加することで、会計基準やディスクロージャー制度をめぐる動向等について適宜把握するよう努めている。

社団法人日本建設業団体連合会 会計・税制委員会へ参加し、建設業の会計基準等の動向等について適宜把握するよう努めている。

将来の指定国際会計基準の適用に備え、導入プロセスの検討及び社内規定、マニュアル、指針等の整備を進めている。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	35,021	29,302
受取手形・完成工事未収入金等	53,672	³ 50,397
有価証券	² 17	² 0
未成工事支出金	5,332	7,112
その他のたな卸資産	2,667	2,964
繰延税金資産	3,966	3,259
その他	7,931	7,705
貸倒引当金	298	304
流動資産合計	108,310	100,439
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	² 15,100	² 14,179
機械、運搬具及び工具器具備品	9,516	9,483
土地	² 13,948	² 13,292
その他	45	152
減価償却累計額	18,360	18,175
有形固定資産合計	20,249	18,933
無形固定資産	262	253
投資その他の資産		
投資有価証券	^{1, 2} 5,742	^{1, 2} 5,634
長期貸付金	71	65
前払年金費用	-	2,739
繰延税金資産	3,801	2,638
その他	¹ 2,893	¹ 2,620
貸倒引当金	181	146
投資その他の資産合計	12,327	13,551
固定資産合計	32,839	32,737
資産合計	141,150	133,176

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	60,925	53,480
短期借入金	² 13,406	² 14,029
未成工事受入金	7,915	8,826
完成工事補償引当金	282	237
賞与引当金	210	207
工事損失引当金	1,802	1,789
災害修繕損失引当金	295	105
その他	14,392	11,100
流動負債合計	99,232	89,776
固定負債		
長期借入金	² 7,826	² 4,392
退職給付引当金	4,700	8,072
環境対策引当金	286	286
その他	38	92
固定負債合計	12,852	12,842
負債合計	112,084	102,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
資本剰余金	9,000	9,004
利益剰余金	8,258	9,766
自己株式	120	111
株主資本合計	29,137	30,658
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	126	146
その他の包括利益累計額合計	126	146
新株予約権	54	44
純資産合計	29,065	30,557
負債純資産合計	141,150	133,176

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
完成工事高	1 184,629	1 169,256
その他の事業売上高	12,071	12,793
売上高合計	196,701	182,049
売上原価		
完成工事原価	2 171,994	2 155,098
その他の事業売上原価	10,697	11,531
売上原価合計	4 182,692	4 166,630
売上総利益		
完成工事総利益	12,635	14,158
その他の事業総利益	1,373	1,261
売上総利益合計	14,009	15,419
販売費及び一般管理費	3, 4 10,030	3, 4 9,504
営業利益	3,978	5,915
営業外収益		
受取利息	15	12
受取配当金	90	66
未払金精算益	-	24
株式割当益	23	-
その他	64	34
営業外収益合計	194	137
営業外費用		
支払利息	805	715
為替差損	488	200
貸倒引当金繰入額	-	7
その他	224	350
営業外費用合計	1,518	1,273
経常利益	2,654	4,779
特別利益		
前期損益修正益	92	-
固定資産売却益	5 62	5 82
貸倒引当金戻入額	75	-
災害修繕損失引当金戻入額	-	140
事業構造改善引当金戻入額	218	-
その他	151	11
特別利益合計	601	234
特別損失		
減損損失	-	6 557
投資有価証券評価損	717	127
貸倒引当金繰入額	6	-
訴訟関連損失	93	173
環境対策引当金繰入額	109	-
災害修繕損失引当金繰入額	295	-
その他	238	94
特別損失合計	1,460	952

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
税金等調整前当期純利益	1,795	4,061
法人税、住民税及び事業税	566	424
法人税等調整額	330	1,870
法人税等合計	235	2,294
少数株主損益調整前当期純利益	1,560	1,766
当期純利益	1,560	1,766

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,560	1,766
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	559	19
その他の包括利益合計	559	19
包括利益	1,000	1,747
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,000	1,747
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	12,000	12,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,000	12,000
資本剰余金		
当期首残高	9,000	9,000
当期変動額		
自己株式の処分	0	4
当期変動額合計	0	4
当期末残高	9,000	9,004
利益剰余金		
当期首残高	6,977	8,258
当期変動額		
剰余金の配当	279	259
当期純利益	1,560	1,766
当期変動額合計	1,280	1,507
当期末残高	8,258	9,766
自己株式		
当期首残高	118	120
当期変動額		
自己株式の処分	4	15
自己株式の取得	6	6
当期変動額合計	1	9
当期末残高	120	111
株主資本合計		
当期首残高	27,858	29,137
当期変動額		
剰余金の配当	279	259
当期純利益	1,560	1,766
自己株式の処分	4	19
自己株式の取得	6	6
当期変動額合計	1,278	1,521
当期末残高	29,137	30,658

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	432	126
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	559	19
当期変動額合計	559	19
当期末残高	126	146
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	432	126
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	559	19
当期変動額合計	559	19
当期末残高	126	146
新株予約権		
当期首残高	83	54
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	9
当期変動額合計	28	9
当期末残高	54	44
純資産合計		
当期首残高	28,374	29,065
当期変動額		
剰余金の配当	279	259
当期純利益	1,560	1,766
自己株式の処分	4	19
自己株式の取得	6	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	588	29
当期変動額合計	690	1,492
当期末残高	29,065	30,557

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,795	4,061
減価償却費	671	659
減損損失	-	557
貸倒引当金の増減額（ は減少）	69	19
退職給付引当金の増減額（ は減少）	2,353	3,371
前払年金費用の増減額（ は増加）	-	2,739
受取利息及び受取配当金	105	78
支払利息	805	715
為替差損益（ は益）	300	48
投資有価証券売却損益（ は益）	107	2
投資有価証券評価損益（ は益）	717	127
有形固定資産売却損益（ は益）	24	72
事業構造改善引当金の増減額（ は減少）	1,217	-
災害修繕損失引当金の増減額（ は減少）	295	189
売上債権の増減額（ は増加）	120	3,192
未成工事支出金の増減額（ は増加）	656	1,780
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,426	297
立替金の増減額（ は増加）	1,010	1,148
仕入債務の増減額（ は減少）	9,749	7,445
未成工事受入金の増減額（ は減少）	3,486	910
預り金の増減額（ は減少）	6,263	2,570
未払消費税等の増減額（ は減少）	2,462	684
その他	2,850	1,050
小計	4,167	2,098
利息及び配当金の受取額	125	79
利息の支払額	823	546
法人税等の支払額	588	591
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,880	3,157
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	73	41
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	1,112	24
有形固定資産の取得による支出	303	188
有形固定資産の売却による収入	205	633
貸付けによる支出	36	6
貸付金の回収による収入	29	11
その他	325	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,260	561

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	300	540
長期借入れによる収入	4,570	3,153
長期借入金の返済による支出	2,937	6,506
配当金の支払額	279	259
その他	16	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,635	3,075
現金及び現金同等物に係る換算差額	300	47
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	5,476	5,718
現金及び現金同等物の期首残高	29,545	35,021
現金及び現金同等物の期末残高	35,021	29,302

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項なし。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

青山機工(株) ハザマ興業(株)

(2) 主要な非連結子会社名

VIETNAM DEVELOPMENT CONSTRUCTION CO.,LTD.

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

また、前連結会計年度において主要な非連結子会社であった(株)ジオスケープは、当連結会計年度において清算している。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数 無し

持分法適用の関連会社数 無し

持分法非適用の主要な非連結子会社名

VIETNAM DEVELOPMENT CONSTRUCTION CO.,LTD.

持分法非適用の主要な関連会社名

青山エナジーサービス(株)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物については定額法（連結子会社1社は定率法）、その他の有形固定資産については定率法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事に係わる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上している。

工事損失引当金

受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。

災害修繕損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。

なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

(5)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段

デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引)

b.ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある資産又は負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。

ヘッジ方針

現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

【会計方針の変更等】

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定方法を変更している。

なお、この変更による影響については「1株当たり情報に関する注記」に記載している。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記していた「預り金」は、負債及び純資産の総額の100分の5以下となったため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行なっている。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「預り金」に表示していた7,754百万円及び流動負債の「その他」に表示していた6,637百万円は、「その他」14,392百万円として組替えている。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記していた「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行なっている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「投資有価証券売却益」に表示していた107百万円及び特別利益の「その他」に表示していた43百万円は、「その他」151百万円として組替えている。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「訴訟関連損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行なっている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた332百万円は、「訴訟関連損失」93百万円及び「その他」238百万円として組替えている。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「災害修繕損失引当金の増減額(は減少)」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行なっている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた3,145百万円は、「災害修繕損失引当金の増減額(は減少)」295百万円及び「その他」2,850百万円として組替えている。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

- 1 1 このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	239百万円	239百万円
投資その他の資産・ その他(出資金)	100	100

- 2 2 担保に供している資産は次のとおりである。

(1) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
債務の内訳		
短期借入金	5,442百万円	6,564百万円
長期借入金	5,704	1,945
担保差入資産		
建物・構築物	4,178百万円	3,821百万円
土地	12,929	12,422
投資有価証券	194	190
計	17,302	16,433

(2) 住宅建設瑕疵担保保証等に対して下記の資産を担保に供している。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有価証券	17百万円	0百万円
投資有価証券	88	123
計	106	123

(3) PFI事業を営む当社出資会社の借入金に対して当該会社株式を担保に供している。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券	25百万円	25百万円

- 3 保証債務

下記の借入金について保証を行っている。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
従業員住宅ローン	2百万円	0百万円

- 4 3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	百万円	111百万円

(連結損益計算書関係)

1 1 工事進行基準による完成工事高は、次のとおりである。

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
160,094百万円	137,986百万円

2 2 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりである。

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1,655百万円	1,152百万円

3 3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
従業員給料手当	3,982百万円	3,801百万円
賞与引当金繰入額	59	57
退職給付費用	691	594
調査研究費	1,245	1,013

4 4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりである。

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1,145百万円	1,120百万円

5 5 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
土地	5百万円	47百万円
機械	53	33
その他	3	0
計	62	82

6 6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上した。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
関東	遊休資産	土地	557
関西	遊休資産	土地	0

当社グループは、原則として地域別で資産のグルーピングを実施し、また、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしており、減損損失の判定を行なっている。

当該資産については、当連結会計年度において遊休資産となったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(557百万円)として特別損失に計上した。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に鑑定評価額により評価している。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	141百万円
組替調整額	122
税効果調整前	19
税効果額	
その他有価証券評価差額金	19
その他の包括利益合計	19

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	1,124	92	45	1,172

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	2千株
自己株式の買付による増加	90
代用自己株式の交付による減少	45

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)			当連結 会計年度 末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500		12,500	
	平成22年新株予約権	普通株式		12,500		12,500
	ストック・オプション としての新株予約権					45
合計						54

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	68	90.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	88	100.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	96	110.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	26	105.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
合計		279			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	62	83.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	81	93.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	90	103.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	24	98.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
合計			259			

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	1,172	57	153	1,076

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	1千株
所在不明株主の株式買取りによる増加	55
代用自己株式の交付による減少	153

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)			当連結会計年度末残高(百万円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		当連結会計年度末
提出会社	平成22年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	8
	ストック・オプションとしての新株予約権						36
合計							44

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	第種優先株式	62	83.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	第種優先株式	81	93.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	第種優先株式	90	103.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	第種優先株式	24	98.28	平成23年3月31日	平成23年6月30日
合計		259			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	148	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年6月28日 定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	59	78.80	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年6月28日 定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	77	88.80	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年6月28日 定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	86	98.80	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年6月28日 定時株主総会	第種優先株式	利益剰余金	23	93.80	平成24年3月31日	平成24年6月29日
合計			395			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金預金勘定	35,021百万円	29,302百万円
現金及び現金同等物	35,021	29,302

(リース取引関係)

(借主側)

リース資産の内容等については、重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械、運搬具 及び工具器具備品	476	365	110
その他	2	2	0
合計	478	368	110

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機械、運搬具 及び工具器具備品	16	13	2
合計	16	13	2

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	107	2
1年超	2	
合計	110	2

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	141	20
減価償却費相当額	141	20

(二) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

(貸手側)

リース資産の内容等については、重要性が乏しいため記載は省略している。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については主に銀行借入により行っており、一時的な余剰資金の運用は安全性の高い短期的な預金等に限定している。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。また、海外事業に係る外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されている。

投資有価証券は、主に営業取引上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが短期間で決済されるものである。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利が適用される借入金は、金利変動リスクに晒されている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されている。

デリバティブ取引は、主に海外事業に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引と借入金の金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

債権の信用リスクの管理

当社グループは、各社の内規に従い、取引先（契約）ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

市場リスク（為替・金利変動リスク）の管理

当社グループは、為替の変動状況を案件別、通貨別に管理しており、確実に発生すると見込まれる取引の一部については為替予約を利用してヘッジしている。

また、支払金利の変動状況は借入金の個別契約ごとに把握しており、長期借入金の一部については、金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引を利用している。

投資有価証券の時価変動リスクの管理

投資有価証券については、定期的に把握された時価が各社の担当役員まで報告されている。また、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引に係るリスクの管理

取引の執行と管理に関する権限、責任、実務内容等を定めた各社の内規に基づき、管理部門責任者が取引の決済を行い、財務部門において取引の実行、取引内容の確認、リスク管理がなされている。

また、デリバティブ取引の実施状況が定期的に各社の担当役員まで報告されている。なお、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い銀行とのみ取引を行っている。

資金調達に係る流動性リスクの管理

各社が月次に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金預金	35,021	35,021	
(2)受取手形・完成工事未収入金等	53,672	53,658	13
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	88	78	10
その他有価証券	3,155	3,155	
資産計	91,938	91,913	24
(1)支払手形・工事未払金等	60,925	60,925	
(2)短期借入金	13,406	13,406	
(3)預り金	7,754	7,754	
(4)長期借入金	7,826	7,848	21
負債計	89,914	89,936	21

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金預金	29,302	29,302	
(2)受取手形・完成工事未収入金等	50,397	50,383	14
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	123	113	9
その他有価証券	3,022	3,022	
資産計	82,846	82,822	24
(1)支払手形・工事未払金等	53,480	53,480	
(2)短期借入金	14,029	14,029	
(4)長期借入金	4,392	4,399	7
負債計	71,901	71,908	7

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっている。

また、有価証券について定められた注記事項は、「有価証券関係」注記に記載している。

負 債

(1)支払手形・工事未払金等、(2)短期借入金、並びに(3)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、短期間で市場金利を反映しているため時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっている。また、変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記に記載している。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額(百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式等	2,516	2,489

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	35,021			
受取手形・完成工事未収入金等	52,732	939		
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)			71	17
合計	87,753	939	71	17

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	29,302			
受取手形・完成工事未収入金等	49,095	1,302		
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)			123	
合計	78,397	1,302	123	

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「借入金等明細表」に記載している。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	88	78	10
小計	88	78	10

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	123	113	9
小計	123	113	9

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	1,529	1,316	212
小計	1,529	1,316	212
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	1,626	1,965	339
小計	1,626	1,965	339
合計	3,155	3,282	126

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	1,177	923	253
小計	1,177	923	253
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	1,844	2,244	400
小計	1,844	2,244	400
合計	3,022	3,168	146

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,000	107	

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6	2	

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

その他有価証券について717百万円減損処理を行っている。

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

その他有価証券について127百万円減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項なし。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,108	1,018	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1,715	1,064	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社である株式会社間組は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度及び退職給付年金制度を採用している。

なお、平成23年9月1日に適格退職年金制度から規約型退職給付年金制度へ移行している。

2 退職給付債務に関する事項

(百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ．退職給付債務	16,215	17,003
ロ．年金資産	8,499	8,572
ハ．未積立退職給付債務(イ+ロ)	7,715	8,431
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	1,343	1,007
ホ．未認識数理計算上の差異	2,810	2,865
ヘ．未認識過去勤務債務	1,138	774
ト．連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,700	5,332
チ．前払年金費用		2,739
リ．退職給付引当金(ト-チ)	4,700	8,072

(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項

(百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
イ．勤務費用	947 (注1)	875 (注1)
ロ．利息費用	476	384
ハ．期待運用収益	189	169
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	335	335
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	768	806
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	379	540
ト．退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,959	1,692

(注)1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上している。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

ロ．割引率

前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
2.5%	2.0%

ハ．期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
2.0%	2.0%

ニ．数理計算上の差異の処理年数

9年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)

ホ．過去勤務債務の額の処理年数

3年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法による。)

ヘ．会計基準変更時差異の処理年数

15年

(ストック・オプション等関係)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
完成工事原価	0百万円	0百万円
販売費及び一般管理費	10百万円	8百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B	第2回新株予約権A
決議年月日	平成20年6月27日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、 執行役員13名	当社幹部従業員76名	当社取締役9名、 執行役員12名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 110,400	普通株式 722,000	普通株式 115,000
付与日	平成20年7月15日	平成20年7月15日	平成21年7月14日
権利確定条件	第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。	付与日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にあること。ただし、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。	第6回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成20年7月15日 至 平成21年7月14日	自 平成20年7月15日 至 平成22年7月15日	自 平成21年7月14日 至 平成22年7月13日
権利行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成31年7月14日	自 平成22年7月16日 至 平成27年7月15日	自 平成22年7月14日 至 平成32年7月13日

	第2回新株予約権B	第3回新株予約権A	第4回新株予約権A
決議年月日	平成21年6月26日	平成22年6月29日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社幹部従業員9名	当社取締役8名、 執行役員8名	当社取締役9名、 執行役員13名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 86,400	普通株式 90,000	普通株式 85,800
付与日	平成21年7月14日	平成22年7月16日	平成23年7月15日
権利確定条件	付与日から平成23年7月14日まで継続して当社の使用人の地位にあること。ただし、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。	第7回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。	第8回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成21年7月14日 至 平成23年7月14日	自 平成22年7月16日 至 平成23年7月15日	自 平成23年7月15日 至 平成24年7月14日
権利行使期間	自 平成23年7月15日 至 平成28年7月14日	自 平成23年7月16日 至 平成33年7月15日	自 平成24年7月15日 至 平成34年7月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権A	第1回 新株予約権B	第2回 新株予約権A	第2回 新株予約権B	第3回 新株予約権A	第4回 新株予約権A
権利確定前(株)						
前連結会計年度末				67,200	90,000	
付与						85,800
失効						
権利確定				67,200	90,000	
未確定残						85,800
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	83,900	684,000	92,000	19,200		
権利確定				67,200	90,000	
権利行使	35,400	66,500	23,000	19,200	9,000	
失効		313,500				
未行使残	48,500	304,000	69,000	67,200	81,000	

単価情報

	第1回 新株予約権A	第1回 新株予約権B	第2回 新株予約権A	第2回 新株予約権B	第3回 新株予約権A	第4回 新株予約権A
権利行使価格(円)	1	125	1	120	1	1
行使時平均株価(円)	181	204	160	259	127	
付与日における公正な 評価単価(円)	107	30	101	28	72	111

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与された「第4回新株予約権A」についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第4回新株予約権A
株価変動性(注1)	43.0%
予想残存期間(注2)	6年
予想配当(注3)	0円/株
無リスク利率(注4)	0.486%

(注)1.平成17年7月15日から平成23年7月15日の株価実績に基づき算定している。

2.十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

3.平成23年3月期の配当実績による。

4.予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用している。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	1,801百万円	318百万円
進行基準決算損	1,591	1,193
退職給付引当金	1,908	3,056
その他	3,432	3,073
繰延税金資産小計	8,733	7,642
評価性引当額	965	702
繰延税金資産合計	7,768	6,939
(繰延税金負債)		
前払年金費用		1,041
繰延税金負債合計		1,041
繰延税金資産の純額	7,768	5,898

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	4.2	3.6
住民税均等割等	9.9	3.9
評価性引当額の増減	39.1	3.9
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正		12.6
その他	2.6	0.4
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	13.1	56.5

3 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率が変更されることになった。この税率の変更により法人税等調整額は512百万円増加している。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載は省略している。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載は省略している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている。

当社グループは建設事業を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開しているが、総合建設業を営む当社においては建設事業を土木事業と建築事業に区分し、それぞれに事業本部を設置の上、その受注生産について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。また、グループ事業については、連結子会社が当社と連携を取りながら各社毎に戦略を立て事業活動を行っている。

したがって、当社は、事業本部及び連結子会社を基礎とした事業別のセグメントから構成され、「土木事業」、「建築事業」及び連結子会社2社を集約した「グループ事業」の3つを報告セグメントとしている。

各報告セグメントの事業内容は、以下のとおりである。

- ・土木事業 : 提出会社の国内外の土木工事全般に関する事業
- ・建築事業 : 提出会社の国内外の建築工事全般に関する事業
- ・グループ事業 : 連結子会社における建設用資材の販売及びリースや土木及び建築工事の施工等

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」における記載と概ね同一である。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高及び振替高は、第三者間取引価格に基づいている。

報告セグメントのうち土木事業及び建築事業は、財務情報として資産に関する情報を有しないため、これらの事業セグメントには資産を配分していないが、当該資産に係る減価償却費は便益を受ける程度に応じ、合理的な基準によって土木事業及び建築事業に配分している。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	土木事業	建築事業	グループ 事業	合計				
売上高								
外部顧客への売上高	85,126	94,813	15,896	195,836	864	196,701		196,701
セグメント間の 内部売上高又は振替高			28,722	28,722	0	28,722	28,722	
計	85,126	94,813	44,619	224,559	864	225,424	28,722	196,701
セグメント利益	3,092	1,346	789	5,227	69	5,297	1,318	3,978
セグメント資産	4	4	23,972	115,302	652	115,954	25,195	141,150
その他の項目								
減価償却費	192	209	211	613		613	4	609
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4	4	208	343		343		343

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調査・研究受託業務等を含んでいる。

2 調整額は以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額 1,318百万円には、セグメント間取引消去及びその他 0百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,317百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

(2) セグメント資産の調整額25,195百万円には、セグメント間取引消去及びその他 15,046百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産40,241百万円が含まれている。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金及び投資有価証券等である。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

4 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」に記載のとおり、土木事業及び建築事業セグメントでは、財務情報として資産に関する情報を有しないため、これらの事業セグメントには資産並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額を配分していない。なお、土木事業及び建築事業セグメントのセグメント資産の合計額は91,329百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の合計額は134百万円である。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	土木事業	建築事業	グループ 事業	合計				
売上高								
外部顧客への売上高	81,202	84,761	14,835	180,799	1,250	182,049		182,049
セグメント間の 内部売上高又は振替高		9	29,188	29,197	12	29,210	29,210	
計	81,202	84,770	44,023	209,996	1,263	211,259	29,210	182,049
セグメント利益 又は損失()	6,776	170	690	7,296	119	7,416	1,501	5,915
セグメント資産	4	4	22,767	111,854	466	112,321	20,855	133,176
その他の項目								
減価償却費	207	213	178	600		600	4	596
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4	4	179	355		355	6	349

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、調査・研究受託業務等を含んでいる。
- 2 調整額は以下のとおりである。
- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 1,501百万円には、セグメント間取引消去及びその他 6百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,495百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
- (2) セグメント資産の調整額20,855百万円には、セグメント間取引消去及びその他 13,461百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産34,316百万円が含まれている。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金及び投資有価証券等である。
- 3 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。
- 4 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」に記載のとおり、土木事業及び建築事業セグメントでは、財務情報として資産に関する情報を有しないため、これらの事業セグメントには資産並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額を配分していない。なお、土木事業及び建築事業セグメントのセグメント資産の合計額は89,087百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の合計額は176百万円である。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略した。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略した。

2 地域ごとの情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略した。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略した。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	東南アジア	その他	合計
163,134	7,461	11,453	182,049

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略した。

3 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	31,167	土木事業、その他

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	23,716	土木事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	土木事業	建築事業	グループ事業	その他	全社	合計
減損損失					557	557

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

【関連当事者情報】

該当事項なし。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	179.62円	1株当たり純資産額	194.75円
1株当たり当期純利益金額	13.16円	1株当たり当期純利益金額	15.38円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	10.50円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	11.51円

(注)1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,560	1,766
普通株主に帰属しない金額(百万円)	259	246
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	259	246
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,301	1,520
普通株式の期中平均株式数(千株)	98,841	98,830
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	259	246
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	259	246
普通株式増加数(千株)	49,728	54,743
(うち優先株式(千株))	48,941	51,884
(うち新株予約権(千株))	786	2,858
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権B及び第2回新株予約権B。なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	

(注)2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(3) 1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額(百万円)	29,065	30,557
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,313	11,291
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額 (百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	259	246
(うち新株予約権(百万円))	54	44
普通株式に係る純資産額(百万円)	17,751	19,265
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	98,827	98,923

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用している。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更している。

なお、この変更を適用しなかった場合の前連結会計年度における潜在株式調整後1株あたり当期純利益の金額に変動はない。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年5月24日開催の当社取締役会において、安藤建設株式会社（以下「安藤建設」といい、当社と併せて「両社」という。）との間で、両社が対等の精神に基づき経営統合することを定めた合併契約を締結することを決議し、同日付で同契約を締結した。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称	安藤建設株式会社
主な事業内容	建設業及び不動産業

(2) 企業結合を行なう主な目的

両社は、平成15年に資本業務提携契約を締結し、長きにわたり信頼・協力関係を築いてきたが、両社の持続的な成長のためには、これまでの関係にとどまらず、経営統合によって事業規模の拡大と経営の合理化・効率化を図り、収益力を強化することが最善の策であるとの考えで一致した。

両社は、本合併により、これまで築き上げてきた実績をもとに、補完性を活かして、技術力・営業力・コスト競争力でシナジーを発揮し、事業分野の強化と効率化を推し進めるとともに、さらなる海外展開と新規事業取組みへの基盤作りを図ることで、収益力、財務基盤、企業価値を向上させ、より強固な経営基盤を構築し、一層の発展と成長を目指していく。

(3) 企業結合日

平成25年4月1日を予定している。

(4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、安藤建設を吸収合併消滅会社とする吸収合併とする。

(5) 結合後企業の名称

株式会社安藤・間

(6) 取得する議決権比率

100%

2 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

	当社 (吸収合併存続会社)	安藤建設 (吸収合併消滅会社)
合併比率	普通株式 1	普通株式 0.53

- 1 安藤建設の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.53株を割当て交付する。ただし、安藤建設が保有する自己株式2,781,948株については、本合併による株式の割当ては行わない。
- 2 株式交換比率の算定については、当社はフロンティア・マネジメント株式会社を、安藤建設はアビームM&Aコンサルティング株式会社を本合併における交換比率算定のための第三者算定機関としてそれぞれ選定して交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にし、それぞれ各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社で交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、合意に至った。
- 3 本合併により発行する当社の普通株式は43,834,207株（予定）である。（なお、当社は、その保有する自己株式を本合併による株式の割当てには一切充当しない。）

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,900	7,440	1.97	
1年以内に返済予定の長期借入金	6,506	6,588	2.24	
1年以内に返済予定のリース債務	27	74		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,826	4,392	2.56	平成25年～平成28年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	52	132		平成25年～平成28年
その他有利子負債				
小計	21,313	18,629		
内部取引の消去	47	96		
合計	21,265	18,532		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。なお、リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,688	1,410	959	334
リース債務	67	45	13	6
その他有利子負債				
小計	1,755	1,455	973	340
内部取引の消去	27	20	12	6
差引	1,728	1,435	961	334

【資産除去債務明細表】

該当事項なし。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	35,673	82,804	125,402	182,049
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	344	1,893	1,983	4,061
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	120	972	690	1,766
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1.00	9.40	6.33	15.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額 (円)	1.00	8.40	3.07	9.05

重要な訴訟事件等

現在、提出会社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国12地方裁判所に提訴され審理中である。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	32,129	26,530
受取手形	572	3 420
完成工事未収入金	51,630	48,967
完成業務未収入金	418	361
有価証券	2 17	2 0
未成工事支出金	4,458	5,819
未成業務支出金	200	72
材料貯蔵品	6	0
前払費用	77	54
立替金	6,096	4,923
繰延税金資産	3,900	3,208
その他	1,905	2,724
貸倒引当金	299	304
流動資産合計	101,113	92,779
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,636	11,733
減価償却累計額	7,609	7,336
建物（純額）	2 5,026	2 4,397
構築物	2,086	2,045
減価償却累計額	1,725	1,718
構築物（純額）	360	327
機械及び装置	2,417	2,412
減価償却累計額	2,363	2,371
機械及び装置（純額）	53	40
車両運搬具	114	129
減価償却累計額	72	89
車両運搬具（純額）	41	40
工具器具・備品	4,433	4,363
減価償却累計額	4,098	4,066
工具器具・備品（純額）	334	296
土地	2 13,321	2 12,666
リース資産	110	260
減価償却累計額	38	84
リース資産（純額）	71	176
有形固定資産合計	19,210	17,945
無形固定資産		
特許権	0	0
ソフトウェア	103	81
その他	124	122
無形固定資産合計	228	204

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2 5,476	2 5,366
関係会社株式	2 402	2 402
出資金	15	15
関係会社出資金	100	100
長期貸付金	0	0
従業員に対する長期貸付金	70	65
破産更生債権等	279	228
長期前払費用	24	14
敷金及び保証金	1,565	1,555
前払年金費用	-	2,739
繰延税金資産	3,269	2,132
その他	612	445
貸倒引当金	147	125
投資その他の資産合計	11,670	12,941
固定資産合計	31,109	31,091
資産合計	132,223	123,870
負債の部		
流動負債		
支払手形	1 20,346	1 15,576
工事未払金	1 38,028	1 35,724
業務未払金	1 130	1 111
短期借入金	2 13,406	2 14,029
リース債務	25	64
未払金	1,675	1,223
未払費用	63	209
未払法人税等	263	200
未払消費税等	2,013	1,241
未成工事受入金	7,129	7,761
未成業務受入金	130	89
預り金	7,412	5,061
完成工事補償引当金	282	237
賞与引当金	176	173
工事損失引当金	1,802	1,789
災害修繕損失引当金	295	105
従業員預り金	1,334	1,262
その他	56	58
流動負債合計	94,573	84,920

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
固定負債		
長期借入金	2 7,826	2 4,392
リース債務	47	118
退職給付引当金	3,969	7,273
環境対策引当金	286	286
その他	24	31
固定負債合計	12,155	12,102
負債合計	106,728	97,023
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
資本剰余金		
資本準備金	3,000	3,000
その他資本剰余金	6,000	6,004
資本剰余金合計	9,000	9,004
利益剰余金		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金	1,000	1,000
繰越利益剰余金	3,682	5,051
利益剰余金合計	4,682	6,051
自己株式	120	111
株主資本合計	25,562	26,944
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	122	141
評価・換算差額等合計	122	141
新株予約権	54	44
純資産合計	25,494	26,847
負債純資産合計	132,223	123,870

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
完成工事高	1 179,940	1 165,973
その他の事業売上高	864	1,263
売上高合計	180,805	167,236
売上原価		
完成工事原価	3 167,530	3 152,048
その他の事業売上原価	795	1,143
売上原価合計	4 168,325	4 153,191
売上総利益		
完成工事総利益	12,409	13,924
その他の事業総利益	69	119
売上総利益合計	12,479	14,044
販売費及び一般管理費		
役員報酬	112	122
従業員給料手当	3,638	3,499
賞与引当金繰入額	52	49
退職金	20	-
退職給付費用	660	567
法定福利費	521	556
福利厚生費	162	165
修繕維持費	77	52
事務用品費	322	308
通信交通費	696	661
動力用水光熱費	52	50
調査研究費	4 1,242	4 1,010
広告宣伝費	85	95
貸倒引当金繰入額	-	13
交際費	82	88
寄付金	2	2
地代家賃	534	478
減価償却費	343	336
租税公課	309	253
保険料	29	27
雑費	340	473
販売費及び一般管理費合計	9,288	8,813
営業利益	3,190	5,230

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業外収益		
受取利息	14	7
有価証券利息	1	5
受取配当金	2 135	2 301
その他	84	54
営業外収益合計	235	369
営業外費用		
支払利息	812	715
為替差損	488	200
貸倒引当金繰入額	-	6
その他	219	331
営業外費用合計	1,520	1,254
経常利益	1,906	4,345
特別利益		
前期損益修正益	90	-
固定資産売却益	5 9	5 56
貸倒引当金戻入額	76	-
災害修繕損失引当金戻入額	-	140
事業構造改善引当金戻入額	218	-
その他	151	11
特別利益合計	546	208
特別損失		
減損損失	-	6 557
投資有価証券評価損	717	127
貸倒引当金繰入額	6	-
訴訟関連損失	93	173
環境対策引当金繰入額	109	-
災害修繕損失引当金繰入額	295	-
その他	223	85
特別損失合計	1,445	943
税引前当期純利益	1,007	3,610
法人税、住民税及び事業税	175	153
法人税等調整額	298	1,829
法人税等合計	122	1,982
当期純利益	1,130	1,627

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		26,363	15.7	26,632	17.5
労務費		849	0.5	741	0.5
(うち労務外注費)		(849)	(0.5)	(741)	(0.5)
外注費		113,715	67.9	98,855	65.0
経費		26,601	15.9	25,819	17.0
(うち人件費)		(12,787)	(7.6)	(11,546)	(7.6)
計		167,530	100.0	152,048	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【その他の事業売上原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
付帯業務費用		795		1,143	
計		795	100.0	1,143	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	12,000	12,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,000	12,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,000	3,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,000	3,000
その他資本剰余金		
当期首残高	6,000	6,000
当期変動額		
自己株式の処分	0	4
当期変動額合計	0	4
当期末残高	6,000	6,004
資本剰余金合計		
当期首残高	9,000	9,000
当期変動額		
自己株式の処分	0	4
当期変動額合計	0	4
当期末残高	9,000	9,004
利益剰余金		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金		
当期首残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000	1,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,832	3,682
当期変動額		
剰余金の配当	279	259
当期純利益	1,130	1,627
当期変動額合計	850	1,368
当期末残高	3,682	5,051
利益剰余金合計		
当期首残高	3,832	4,682
当期変動額		
剰余金の配当	279	259
当期純利益	1,130	1,627
当期変動額合計	850	1,368
当期末残高	4,682	6,051

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	118	120
当期変動額		
自己株式の処分	4	15
自己株式の取得	6	6
当期変動額合計	1	9
当期末残高	120	111
株主資本合計		
当期首残高	24,713	25,562
当期変動額		
剰余金の配当	279	259
当期純利益	1,130	1,627
自己株式の処分	4	19
自己株式の取得	6	6
当期変動額合計	848	1,382
当期末残高	25,562	26,944
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	433	122
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	555	19
当期変動額合計	555	19
当期末残高	122	141
評価・換算差額等合計		
当期首残高	433	122
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	555	19
当期変動額合計	555	19
当期末残高	122	141
新株予約権		
当期首残高	83	54
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	9
当期変動額合計	28	9
当期末残高	54	44
純資産合計		
当期首残高	25,230	25,494
当期変動額		
剰余金の配当	279	259
当期純利益	1,130	1,627
自己株式の処分	4	19
自己株式の取得	6	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	584	28
当期変動額合計	264	1,353
当期末残高	25,494	26,847

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項なし。

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事に係わる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上している。

工事損失引当金

受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。

災害修繕損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。

なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。

6 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

7 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段

デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引)

b.ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

ヘッジ方針

現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

【会計方針の変更等】

（会計方針の変更）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定方法を変更している。

なお、この変更による影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載している。

【表示方法の変更】

（損益計算書関係）

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。また、前事業年度において、区分掲記していた「投資有価証券売却益」は、特別利益の100分の10以下となったため、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示することとした。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行なっている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「投資有価証券売却益」に表示していた107百万円及び特別利益の「その他」に表示していた52百万円は、「固定資産売却益」9百万円及び「その他」151百万円として組替えている。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「訴訟関連損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行なっている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた317百万円は、「訴訟関連損失」93百万円及び「その他」223百万円として組替えている。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
支払手形、工事未払金 及び業務未払金	13,269百万円	12,082百万円

2 2 担保に供している資産は次のとおりである。

(1) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
債務の内訳		
短期借入金	5,442百万円	6,564百万円
長期借入金	5,704	1,945
担保差入資産		
建物	4,178百万円	3,821百万円
土地	12,929	12,422
投資有価証券	194	190
計	17,302	16,433

(2) 住宅建設瑕疵担保保証等に対して下記の資産を担保に供している。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有価証券	17百万円	0百万円
投資有価証券	88	123
計	106	123

(3) P F I 事業を営む当社出資会社の借入金に対して下記の当該会社株式を担保に供している。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
関係会社株式	20百万円	20百万円
投資有価証券	1	1
計	21	21

3 保証債務

下記の借入金について保証を行っている。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
従業員住宅ローン	2百万円	0百万円

4 3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	百万円	47百万円

(損益計算書関係)

1 1 工事進行基準による完成工事高は、次のとおりである。

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
159,040百万円	136,990百万円

2 2 このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
受取配当金	45百万円	236百万円

3 3 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりである。

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1,655百万円	1,152百万円

4 4 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりである。

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1,145百万円	1,120百万円

5 5 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
土地	5百万円	47百万円
機械及び装置		8
車両運搬具	2	0
その他	0	
計	9	56

6 6 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上した。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
関東	遊休資産	土地	557
関西	遊休資産	土地	0

当社は、原則として地域別で資産のグルーピングを実施し、また、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしており、減損損失の判定を行なっている。

当該資産については、当事業年度において遊休資産となったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(557百万円)として特別損失に計上した。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に鑑定評価額により評価している。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,124	92	45	1,172

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	2千株
自己株式の買付による増加	90
代用自己株式の交付による減少	45

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,172	57	153	1,076

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	1千株
所在不明株主の株式買取りによる増加	55
代用自己株式の交付による減少	153

(リース取引関係)

(借主側)

リース資産の内容等については、重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
車両運搬具	27	23	4
工具器具・備品	476	365	110
その他	2	2	0
合計	506	391	114

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
車両運搬具	6	5	0
工具器具・備品	16	13	2
合計	23	19	3

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	110	3
1年超	3	
合計	114	3

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	152	23
減価償却費相当額	152	23

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式における貸借対照表計上額は下記のとおりである。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 子会社株式	282	282
(2) 関連会社株式	120	120
計	402	402

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	1,801百万円	318百万円
進行基準決算損	1,581	1,193
退職給付引当金	1,607	2,764
その他	3,087	2,775
繰延税金資産小計	8,077	7,052
評価性引当額	907	671
繰延税金資産合計	7,170	6,381
(繰延税金負債)		
前払年金費用		1,041
繰延税金負債合計		1,041
繰延税金資産の純額	7,170	5,340

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	6.0	3.8
永久に益金に算入されない項目	6.8	3.2
住民税均等割等	17.4	4.3
評価性引当額の増減	70.0	3.9
その他	0.6	13.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.2	54.9

3 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることになった。この税率の変更により法人税等調整額は472百万円増加している。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載は省略している。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	143.49円	1株当たり純資産額	157.25円
1株当たり当期純利益金額	8.81円	1株当たり当期純利益金額	13.97円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	7.61円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	10.60円

(注)1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,130	1,627
普通株主に帰属しない金額(百万円)	259	246
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	259	246
普通株式に係る当期純利益(百万円)	871	1,381
普通株式の期中平均株式数(千株)	98,841	98,830
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	259	246
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	259	246
普通株式増加数(千株)	49,728	54,743
(うち優先株式(千株))	48,941	51,884
(うち新株予約権(千株))	786	2,858
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権B及び第2回新株予約権B。なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	

(注)2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(3) 1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額(百万円)	25,494	26,847
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,313	11,291
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	259	246
(うち新株予約権(百万円))	54	44
普通株式に係る純資産額(百万円)	14,180	15,556
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	98,827	98,923

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用している。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更している。

なお、この変更を適用しなかった場合の前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額に変動はない。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、注記を省略している。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
日本原燃(株)	66,664	666
名古屋鉄道(株)	1,990,000	453
西日本鉄道(株)	1,166,056	453
東日本旅客鉄道(株)	76,900	400
京成電鉄(株)	602,000	385
関西国際空港(株)	6,300	315
中部電力(株)	191,100	285
東京湾横断道路(株)	4,200	210
首都圏新都市鉄道(株)	4,000	200
ブルドックソース(株)	904,000	151
関西電力(株)	102,000	130
中部国際空港(株)	2,536	126
その他(90銘柄)	2,880,265	1,463
計	7,996,021	5,243

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
満期保有目的の債券		
フィリピン共和国国債(2銘柄)	0	0
(投資有価証券)		
満期保有目的の債券		
元利分離国債(8銘柄)	136	123
計	136	123

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,636	1	904	11,733	7,336	219	4,397
構築物	2,086		40	2,045	1,718	31	327
機械及び装置	2,417	64	69	2,412	2,371	40	40
車両運搬具	114	22	6	129	89	21	40
工具器具・備品	4,433	70	140	4,363	4,066	101	296
土地	13,321		655 (557)	12,666			12,666
リース資産	110	158	7	260	84	51	176
有形固定資産計	35,118	317	1,824 (557)	33,611	15,665	465	17,945
無形固定資産							
特許権	39	0		39	39	0	0
ソフトウェア	1,390	16		1,407	1,326	38	81
その他	141		1	139	16		122
無形固定資産計	1,571	17	1	1,587	1,382	39	204
長期前払費用	37		1	35	20	9	14
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 1	446	386	116	286	430
完成工事補償引当金 2	282	237	244	37	237
賞与引当金	176	173	176		173
工事損失引当金 3	1,802	1,152	943	222	1,789
災害修繕損失引当金 4	295		49	140	105
環境対策引当金	286		0		286

- 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額218百万円と、特定債権の回収等による戻入額67百万円である。
- 完成工事補償引当金の当期減少額(その他)は、補償実績率による洗替額37百万円である。
- 工事損失引当金の当期減少額(その他)222百万円は、損失見込額の改善等による戻入額である。
- 災害修繕損失引当金の当期減少額(その他)140百万円は、災害修繕損失復旧費用の当初見積額と実際発生額との差額の戻入額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	22
預金	
当座預金	16,518
普通預金	7,982
定期預金	2,000
その他	6
計	26,530

(ロ)受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ヤマハ発動機(株)	180
日清エンジニアリング(株)	60
(医)白十字会	40
(株)伊藤製鐵所	24
富士機工(株)	22
その他	93
計	420

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成24年4月	83
5月	239
6月	
7月	98
計	420

(八)完成工事未収入金及び完成業務未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
東京電力(株)	2,826
国土交通省	1,847
(福)正吉福社会	872
ナイス(株)	793
三井不動産レジデンシャル(株)	708
その他	42,280
計	49,328

(b) 滞留状況

計上期別	完成工事未収入金 (百万円)	完成業務未収入金 (百万円)
平成24年3月期 計上額	45,090	353
平成23年3月期以前 計上額	3,876	7
計	48,967	361

(二)未成工事支出金

期首残高 (百万円)	当期支出額 (百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
4,458	153,409	152,048	5,819

期末残高の内訳は次のとおりである。

材料費	1,183 百万円
労務費	1
外注費	2,367
経費	2,266
計	5,819

(ホ)材料貯蔵品

区分	金額(百万円)
建設用資材	0
計	0

2 負債の部

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
丸磯建設(株)	572
ライト工業(株)	453
日本基礎技術(株)	421
木部建設(株)	355
大豊建設(株)	205
その他	13,568
計	15,576

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成24年 4月	3,500
5月	4,001
6月	3,603
7月	4,471
計	15,576

(ロ) 工事未払金及び業務未払金

相手先	金額(百万円)
ハザマ興業(株)	10,069
青山機工(株)	1,991
丸磯建設(株)	441
木部建設(株)	369
日本基礎技術(株)	339
その他	22,624
計	35,836

(ハ)短期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	5,113
三菱UFJ信託銀行(株)	1,450
信金中央金庫	1,200
みずほ信託銀行(株)	1,112
住友信託銀行(株)	813
その他	4,339
計	14,029

(二)未成工事受入金

期首残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	完成工事高への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
7,129	122,455	121,824	7,761

(注) 損益計算書の完成工事高165,973百万円と上記完成工事高への振替額との差額44,148百万円は完成工事未収入金である。

なお、「1 資産の部 (ハ)完成工事未収入金及び完成業務未収入金、(b)滞留状況」の完成工事未収入金当期計上額45,090百万円との差額941百万円は消費税等部分の未収入金である。

(ホ)退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	16,243
年金資産	8,572
会計基準変更時差異の未処理額	1,007
未認識数理計算上の差異	2,903
未認識過去勤務債務	774
前払年金費用	2,739
合計	7,273

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国12地方裁判所に提訴され
審理中である。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.hazama.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)平成23年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第9期第1四半期(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)平成23年8月5日関東財務局長に提出

第9期第2四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)平成23年11月10日関東財務局長に提出

第9期第3四半期(自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)平成24年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成23年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書である。

平成24年5月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3(合併契約書の締結)に基づく臨時報告書である。

平成24年5月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書である。

平成24年6月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書である。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6 月28日

株式会社 間組
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	野	裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	尾	英 明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月24日に安藤建設株式会社との合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社間組の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社間組が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は平成24年5月24日に安藤建設株式会社との合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

株式会社 間組
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 野 裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 英 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月24日に安藤建設株式会社との合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。